

水質汚濁防止法に基づく 届出のしおり

令和7年3月

東 京 都

## はじめに

水質汚濁防止法は、工場及び事業場から公共用水域に水を排出する事業者が法で定める特定施設を設置する場合や、事業者が有害物質使用特定施設や有害物質貯蔵指定施設を設置する場合等に、知事（政令市にあっては市長）に届け出ることを義務付けています。

この「届出のしおり」は、水質汚濁防止法の届出について御理解いただき、法に基づく各種届出を円滑に行っていただくために作成したものです。

なお、この「届出のしおり」は法の概要及び届出制度全般について説明しておりますが、水質総量削減制度に係る届出等については、「届出のしおり（総量規制編）」を御覧ください。

届出書の作成に際して、本書を活用していただければ幸いです。

# 目 次

第1 水質汚濁防止法の概要	1
1 目的	1
2 用語の定義	1
3 事業者の義務	3
(1) 届出	3
(2) 排水基準の遵守	3
(3) 総量規制基準の遵守	3
(4) 有害物質を含む特定地下浸透水の浸透の禁止	4
(5) 構造等基準の遵守	4
(6) 汚染状態の測定等	5
(7) 構造の点検等	5
(8) 事故時の措置	6
4 都（又は政令市）による規制措置等	7
(1) 改善命令等	7
(2) 地下水の水質の浄化に係る措置命令等	7
(3) 緊急時の措置	7
(4) 報告及び検査	7
5 事業者の責務	8
6 無過失責任	8
7 罰則	8
第2 届出	9
1 届出の対象	9
2 届出の種類	10
3 届出の提出	11
(1) 届出者	11
(2) 提出部数	11
(3) 届出先	11
4 届出に係る規制措置等	12
(1) 計画変更命令等	12
(2) 実施の制限	12

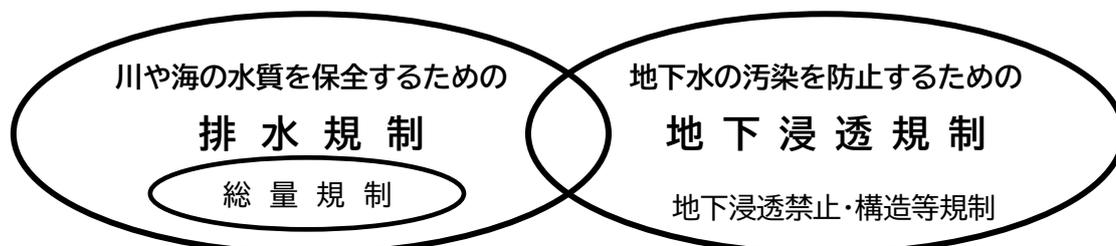
5	記入例	13
(1)	特定施設等設置届出書	13
①	公共用水域に排水する事業場が特定施設を設置する場合	14
②	合流式下水道地域の事業場が有害物質使用特定施設を設置する場合	26
②のア	研究施設	26
②のイ	クリーニング業（別紙12～14 記入例のみ）	33
②のウ	写真現像業（別紙12～14 記入例のみ）	36
③	有害物質貯蔵指定施設を設置する場合	39
(2)	特定施設等の構造等変更届	46
①	合流式下水道地域のめっき工場において、工程の一部を変更し、使用する有害物質を追加する場合	46
②	よくある変更の事例	55
(3)	氏名等変更届出書	56
(4)	特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届出書	57
(5)	承継届出書	58
(6)	委任状	59
第3	総量規制の概要	61
1	目的	61
2	対象事業場	61
3	総量規制の対象項目	61
4	総量規制基準	62
5	汚濁負荷量の測定・記録の義務	62
6	汚濁負荷量測定結果の報告	62
資料		
1	特定施設一覧	63
2	有害物質一覧	70
3	指定物質一覧	71
4	特定地下浸透水の有害物質による汚染状態の検定方法と検出下限値	74
5	罰則	76
6	施行規則（点検及び使用の方法）	77
7	構造等に関する基準及び点検の方法	78
8	有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）に関する点検記録票の例	84
9	有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の管理要領の例	85

## 第1 水質汚濁防止法の概要

### 1 目的（法第1条）

水質汚濁防止法（以下「法」という。）は、次の2つのことを目的としています。

- ① 工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護し、生活環境を保全すること。



- ② 工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して、人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることで、被害者の保護を図ること。

### 2 用語の定義（法第2条等）

**公共用水域** …… 河川、湖沼、港湾、沿岸海域やこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路のことをいいます（終末処理場に接続している公共下水道及び流域下水道は除く。）。分流式下水道の雨水管はこれに含まれます。

**有害物質** …… カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で、水質汚濁防止法施行令（以下「法施行令」という。）第2条で定める物質をいいます。詳細は70ページの有害物質一覧を御覧ください。

**特定施設** …… 「有害物質を含む汚水又は廃液を排出する施設」又は「法施行令第3条に掲げる項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度の汚水や廃液を排出する施設」で、法施行令第1条別表第1で定める施設をいいます。詳細は63ページから69ページまでの特定施設一覧を御覧ください。

**特定事業場** …… 特定施設を設置する工場又は事業場のことをいいます。

**有害物質使用特定施設** … 有害物質の製造、使用又は処理を目的とする特定施設のことをいいます。

**有害物質使用特定事業場** … 有害物質使用特定施設を設置する特定事業場のことをいいます。

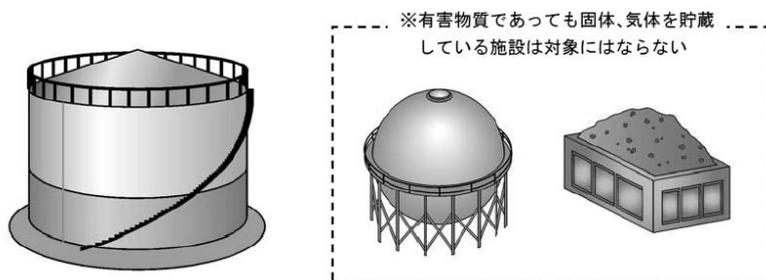
**指定物質** …… 公共用水域に多量に排出されることにより人の健康もしくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある油以外の物質で、法施行令第3条の3で定めるものをいいます。71ページから73までページの指定物質一覧を御覧ください。

**指定施設** …… 有害物質を貯蔵・使用する施設及び指定物質を製造・貯蔵・使用・処理する施設のことをいいます。

**指定事業場** …… 指定施設を設置する工場又は事業場のことをいいます。

**有害物質貯蔵指定施設** … 有害物質を含む\* 液状の物を貯蔵する指定施設のことをいいます。有害物質を含んでいても固体又は気体を貯蔵する施設はこれに該当しません。

\* 『水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法』により検定した場合において、当該有害物質が検出される水のことをいいます。  
(検定方法と検出下限値については、74 ページを御覧ください。)



環境省「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル（第1.1版）平成25年6月」  
14ページより引用

**排水** …………… 特定施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水のことをいいます。

**汚水等** …………… 特定施設から排出される汚水又は廃液のことをいいます。

**特定地下浸透水** …………… 有害物質使用特定施設を設置する特定事業場から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等を含むものをいいます。

### 3 事業者の義務

#### (1) 届出（法第5条、第6条、第7条、第10条、第11条、第14条第3項）【全般】

工場又は事業場に特定施設や有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする者は、あらかじめ必要事項を都知事（八王子市及び町田市においては、各市長）に届け出なければなりません。届出の内容に変更があったときは、その変更内容について届け出なければなりません。届出について、詳細は9ページ「第2 届出」を御覧ください。

また、水質総量削減制度の総量規制基準が適用される指定地域内事業場（61 ページ参照）の設置者は、設置の届出に加え、汚濁負荷量の測定手法を届け出なければなりません。汚濁負荷量測定手法の届出について、詳細は「届出のしおり（総量規制編）」を御覧ください。

#### (2) 排水基準の遵守（法第3条、第12条）【排水規制関係】

特定事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定事業場の排水口において排水基準を遵守しなければなりません。排水基準は、排出水に含まれる有害物質及びCOD等（法第2条2項2号に規定される項目）の量の許容限度として定められた基準で、「環境省令」で定められています（一般排水基準）。さらに、東京都では、法第3条第3項の規定に基づき、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）」で、一般排水基準にかえて適用するより厳しい排水基準（上乘せ基準）を定めています。

上乘せ基準は、環境確保条例別表第7 工場及び指定作業場に適用する規制基準（条例第68条関係）を御覧ください。

東京都環境局HP

東京都 排水規制

検索

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/water/pollution/regulation/emission\\_standard/emission\\_standard/](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/water/pollution/regulation/emission_standard/emission_standard/)



#### (3) 総量規制基準の遵守（法第12条の2）【排水規制関係】

指定地域内事業場の設置者は総量規制基準を遵守しなければなりません。総量規制基準は、指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量（kg/日）の許容限度として定められた基準で、その項目には、化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量があります。概要は61ページ「第3 総量規制の概要」を、詳細は別冊「届出のしおり（総量規制編）」を御覧ください。

**(4) 有害物質を含む特定地下浸透水の浸透の禁止（法第 12 条の 3）【地下浸透規制関係】**

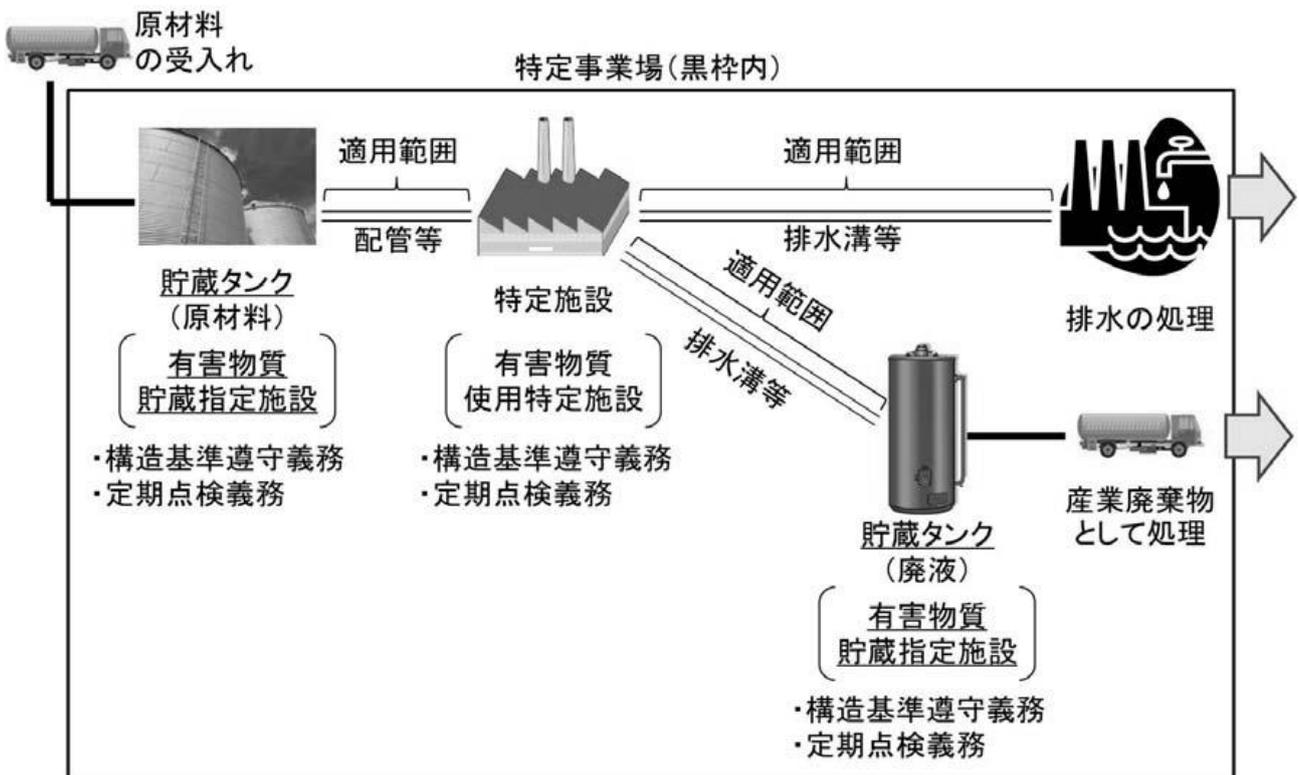
有害物質使用特定事業場から水を排出する者は、有害物質を含む\* 特定地下浸透水を地下に浸透させてはいけません。意図的な地下への浸透行為のほか、施設の破損等といった非意図的な原因による地下への浸透も禁止されています。

\* 「有害物質を含む」とは・・・『水質汚濁防止法施行規則第 6 条の 2 の規定に基づく環境大臣が定める検定方法』により特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、当該有害物質が検出されることをいいます。検定方法と検出下限値については、74 ページを御覧ください。

**(5) 構造等基準の遵守（法第 12 条の 4）【地下浸透規制（構造等規制）関係】**

有害物質使用特定施設を設置している者（当該有害物質使用特定施設に係る特定事業場から特定地下浸透水を浸透させる者を除く。）又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質使用特定施設等」という。）について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準を遵守しなければなりません。構造等に関する基準及び点検の方法は、78 ページから 83 ページまでを御覧ください。

【法改正～地下水汚染の未然防止のための実効ある取組制度の創設～（平成 24 年 6 月 1 日施行）】



環境省「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル（第1.1版）平成25年6月」

16ページより引用

**(6) 汚染状態の測定等（法第 14 条第 1 項、同条第 2 項）【排水規制関係等】**

ア 排水を排出する者又は特定地下浸透水を浸透させる者は、排水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、結果を記録し、その記録を 3 年間保存しなければなりません。

特定事業場の排水に係る排水基準に定められた項目のうち、届出書様式第 1 別紙 4 により届け出た項目は 1 年に 1 回以上、その他の項目については必要に応じて測定しなければなりません。

なお、旅館業（温泉を利用するものに限る。）に属する特定事業場については、測定回数異なりますので別途御相談ください。

測定のための試料は、測定しようとする排水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取してください。

イ 総量規制基準が適用される指定地域内事業場から排水を排出する者は、排水の汚濁負荷量を測定し、結果を記録し、その記録を 3 年間保存しなければなりません。

**(7) 構造の点検等（法第 14 条第 5 項）【地下浸透規制（構造等規制）関係】**

有害物質使用特定施設等を設置している者は、有害物質使用特定施設等の構造、設備及び使用の方法（管理要領からの逸脱の有無、有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無）について定期的に点検し、結果を記録し、その記録を 3 年間保存しなければなりません。点検事項と点検回数の詳細は 78 ページから 83 ページまでの構造等に関する基準及び点検の方法を御覧ください。

また、使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていなければなりません。点検記録の例を 84 ページに、管理要領の作成例を 85 ページに掲載しておりますので、参考にしてください。

構造等基準や点検内容及び頻度についての詳細は、「環境省『地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル』」を御覧ください。

<https://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html>

工場又は事業場廃止後の土壌汚染調査の際、点検の範囲や記録の保存期間によっては調査義務の一部が免除される場合がございます。水質汚濁防止法で義務付けているものでは不十分である可能性がありますので、詳しく知りたい方は土壌汚染対策担当まで御相談ください。

**問合せ先**

○土壌汚染対策に関する一般的な御相談

東京都環境局 環境改善部 化学物質対策課 土壌地下水汚染対策担当

土壌汚染対策総合相談窓口 03-5388-3468（午前 9 時から午後 4 時 45 分まで）

**(8) 事故時の措置（法第 14 条の 2）【全般】**

施設の破損その他の事故により、下表に掲げる種別の事業場からそれぞれ対象となる水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに水の排出防止又は地下浸透の防止のための応急措置を講ずるとともに、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を届け出なければなりません。

事業場種別	対象となる水	対象となる状態
特定事業場	法第 2 条第 2 項第 2 号に規定される項目 (COD 等) について排水基準に適合しないおそれがある水	公共用水域に排出されたとき
	有害物質を含む水	公共用水域に排出されたとき、 地下に浸透したとき
指定事業場	有害物質又は指定物質を含む水	
貯油事業場等	油を含む水	

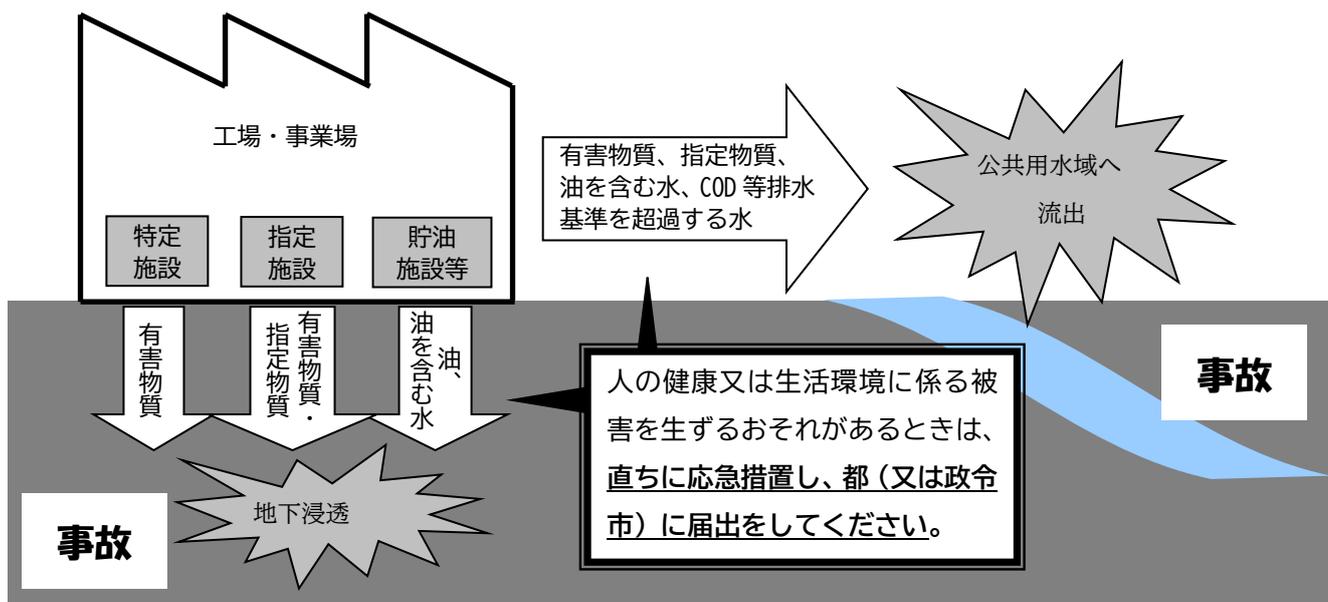
「有害物質」とは法施行令第 2 条で定める物質をいいます。詳細は 70 ページの有害物質一覧を御覧ください。

「指定物質」とは法施行令第 3 条の 3 で定めるものをいいます。詳細は 71 ページから 73 までページの指定物質一覧を御覧ください。

「油」とは法施行令第 3 条の 4 で定める油（原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油）のことをいいます。

「貯油施設等」とは法施行令第 3 条の 5 で定める施設（油を貯蔵する貯蔵施設又は油を含む水を処理する油水分離施設）のことをいいます。

「貯油事業場等」とは貯油施設等を設置する工場又は事業場のことをいいます。



注 1) 「事故」は人為的な事故に限らず、天災を含む不可抗力による事故を含みます。

注 2) 農耕地やタンクローリーなどは「施設」に該当しません。

#### 4 都（又は政令市）による規制措置等

##### (1) 改善命令等（法第 13 条、第 13 条の 2、第 13 条の 3）

排水水を排出する者が、当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水水を排出するおそれがあるときは、特定施設の構造、使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善又は特定施設の使用若しくは排水水の排出の一時停止が命じられます。この規定は、特定地下浸透水についても適用されます。

指定地域内事業場の設置者が、汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排水水を排出するおそれがあるときは、汚水又は廃液の処理方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命じられます。

また、有害物質使用特定施設等の設置者が、構造等基準を遵守していないときは、有害物質使用特定施設等の構造、設備若しくは使用の方法の改善、又は有害物質使用特定施設等の使用の一時停止が命じられます。

##### (2) 地下水の水質の浄化に係る措置命令等（法第 14 条の 3）

特定事業場の設置者は、特定事業場において有害物質を含む水の地下への浸透があったことで、現に人の健康に係る被害が生じ、又はそのおそれがあると認められるときは、被害防止に必要な限度において、地下水浄化の措置をとることを命じられます。

##### (3) 緊急時の措置（法第 18 条）

異常な濁水その他これに準ずる事由により公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合、その事態が発生した一部の区域に排水水を排出する者に対して、排水水の量の減少やその他必要な措置をとることを命じられます。

##### (4) 報告及び検査（法第 22 条）

特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場（以下「特定事業場等」という。）の設置者又は設置者であった者は、特定施設又は有害物質貯蔵指定施設（以下「特定施設等」という。）の状況、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求められることがあります。

また、東京都の職員（政令市にある事業場については当該市の職員）は特定事業場等に立ち入り、特定施設等を検査することができます。

## 5 事業者の責務（法第 14 条の 4）

事業者は、排出規制等に関する措置のほか、事業活動に伴う汚水や廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握し、水質汚濁防止のために必要な措置を講ずるようにしなければなりません。これは、事業者が自主的に公害防止の取組を促進するよう規定したものです。

## 6 無過失責任（法第 19 条）

工場又は事業場における事業活動に伴い、有害物質を含む汚水又は廃液の排出又は地下への浸透により人の生命又は身体を害したときは、排出又は地下への浸透をさせた事業者に損害賠償責任が生じます。

## 7 罰則

命令等に従わない場合は、罰則がかかります。詳細は 76 ページを御覧ください。

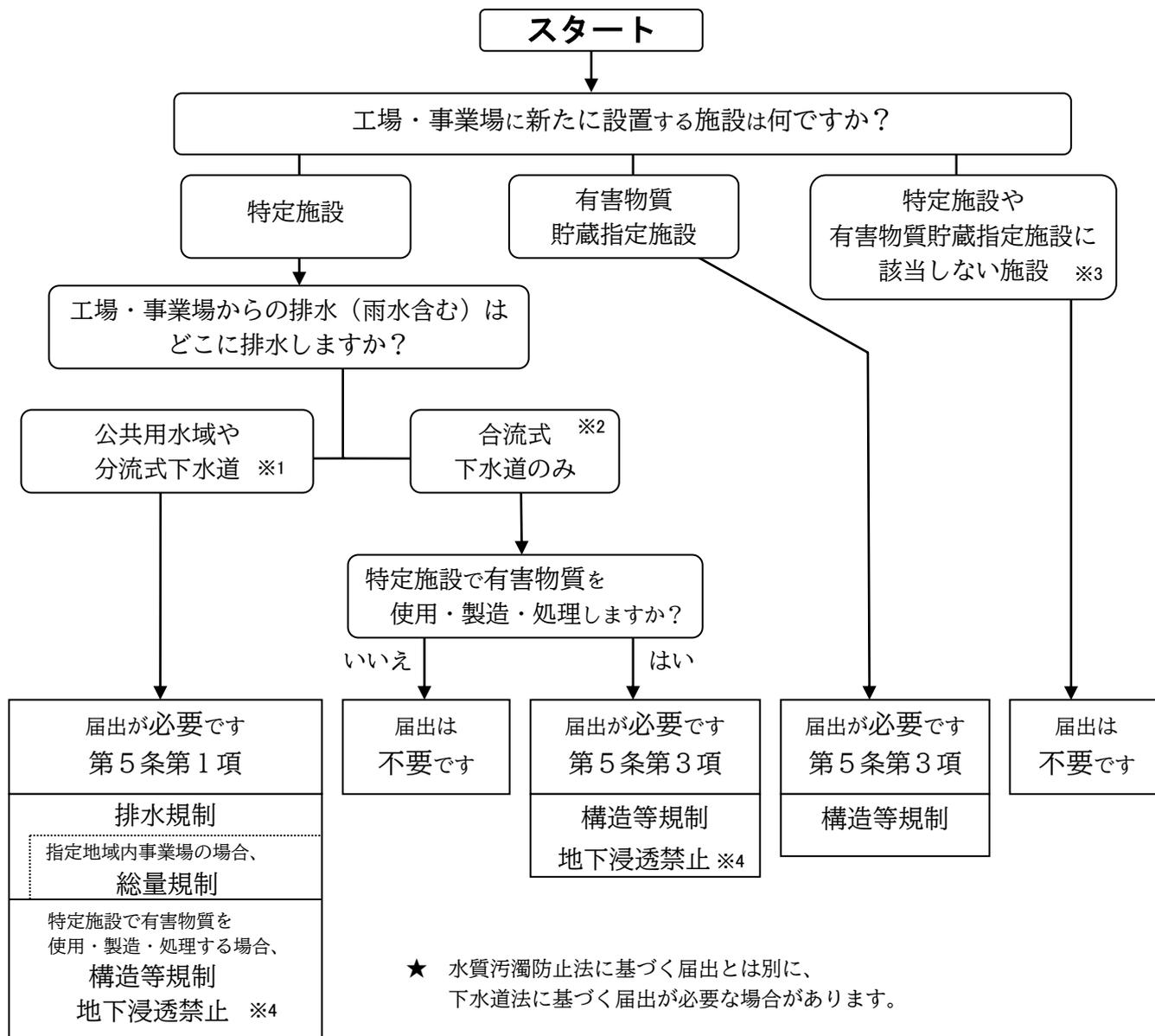
法全文は「環境省 環境法令データベース」のホームページより検索し閲覧することができます。

<https://www.env.go.jp/houreij/>

## 第2 届出

### 1 届出の対象

工場や事業場に新たに施設を設置する場合、その施設は水質汚濁防止法の届出の対象である可能性があります。設置する施設が特定施設等の設置の届出（法第5条第1項又は同第3項に基づく届出）の対象になるかどうかの判断方法は、次のとおりです。



※1 分流式下水道とは、雨水と汚水を別々の管きよで排除する方式の下水道のことです。分流式下水道では、汚水は汚水管を流れて下水処理場において処理され、雨水は雨水管を流れて公共用水域に排水されます。

※2 合流式下水道とは、雨水と汚水を同一の管きよで排除する方式の下水道のことです。

事業者場の所在する地域が、合流式下水道又は分流式下水道のどちらの方式であるかは、所在地の市町村の下水道担当部署（23区は東京都下水道局）にお問い合わせください。

※3 貯油施設や指定施設（有害物質貯蔵指定施設を除く。）がこれに該当します。

※4 有害物質を含む特定地下浸透水の地下への浸透は、禁止されています。

## 2 届出の種類

根拠	届出の種類	届出が必要な場合	届出時期	必要書類		記入例 (ページ)
				公共 ※1	合流 ※1	
第5条 ※2	第1項 特定施設 設置届出	工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者が特定施設を設置しようとするとき。	工事着手 予定日の 60日前まで	様式第1 別紙1～6	/	14～25
	第3項 有害物質 使用特定施設 設置届出	合流式下水道に汚水を排出する工場もしくは事業場が有害物質使用特定施設を設置しようとするとき。		様式第1 別紙12～15		26～38
	有害物質貯蔵 指定施設 設置届出	工場もしくは事業場が有害物質貯蔵指定施設を設置しようとするとき。		様式第1 別紙12～15	39～45	
第6条	特定施設 使用届出	政令の改正により新たに指定された特定施設を既に設置しているとき。	特定施設等と なった日から 30日以内	様式第1 別紙1～6	/	/
	有害物質 使用特定施設等 使用届出	政令の改正により新たに指定された有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を既に設置しているとき。		特 定 様式第1 別紙 12～15		
第7条	特定施設等 構造等変更届出	次の内容を変更するとき。 ・特定施設等の構造・設備・使用の方法 ・汚水等の処理方法 ・排出水の汚染状態や量 ・用水や排水の系統 ・貯蔵する有害物質の搬入や搬出の系統	工事着手 予定日の 60日前まで	特 定 様式第1 別紙1～6 ※4	様式第1 別紙12～15 ※4	46～54
				貯 蔵 様式第1 別紙12～15 ※4	/	
第10条	氏名等 変更届出	次の内容が変更になったとき。 ・届出者の氏名、名称、住所 ・代表者の氏名 ・工場・事業場の名称、所在地	変更の あった日から 30日以内	様式第5 ※3		56
	特定施設等 使用廃止届出	特定施設等の使用を廃止したとき。	廃止した 日から 30日以内	様式第6 ※3		57
第11条	承継届出	・特定施設等を譲り受けたとき、 借り受けたとき。 ・届出者について相続、合併、分割があったとき。	承継があった 日から 30日以内	様式第7 ※3		58
第14条	第3項 汚濁負荷量 測定手法届出	・総量規制基準が適用されるとき。 ・汚濁負荷量の測定手法を変更するとき。	あらかじめ	様式第10 別紙		別冊 参照

※1 「公共」とは公共用水域や分流式下水道に水を排出する事業場、「合流」とは合流式下水道のみに水を排出する事業場のことです。

※2 法第5条第2項の届出については、別途御相談ください。

※3 大気汚染防止法等他の法律に基づく届出との共通様式もあります。

※4 変更の内容によって必要書類が異なります。詳細は、55ページを御覧ください。

### 3 届出の提出

#### (1) 届出者

届出者が個人のときは事業主が、法人のときは代表者が届け出てください。

なお、届出者が法人の場合は、代表者以外の方に届出の委任をすることも可能です。その際は、法人の代表者から代理人に対しての届出手続に関する委任状を添えてください。ただし、委任はあくまで届出手続に関する委任であり、法的責任は代表者にあります。委任状については、59 ページを参照してください。

#### (2) 提出部数

届出書は、2部提出してください。

なお、審査終了後に1部を副本として返却いたします。

#### (3) 届出先

工場や事業場の所在地によって、届出先が異なります。

工場・事業場の所在地	届出先
23区 島しょ	東京都環境局 自然環境部 水環境課 河川規制担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 (都庁第二本庁舎 19階中央) TEL : 03-5388-3494 (直通) (島しょのうち大島・三宅・八丈支庁管内の工場・事業場は、各支庁の産業課までお届けください。)
八王子市・町田市を除く 多摩地区の市町村	東京都環境局 多摩環境事務所 環境改善課 水質担当 〒190-0022 東京都立川市錦町 4-6-3 (東京都立川合同庁舎 3階) TEL : 042-525-4771 (直通)
八王子市	八王子市 環境部 環境保全課 〒192-8501 東京都八王子市元本郷町 3-24-1 TEL : 042-620-7255
町田市	町田市 環境資源部 環境共生課 〒194-8520 東京都町田市森野 2-2-22 TEL : 042-724-2711

#### 4 届出に係る規制措置等

##### (1) 計画変更命令等（法第8条、第8条の2）

法第5条の届出（特定施設等の設置の届出）又は法第7条の届出（特定施設等の構造等の変更の届出）があった事業場について、排出水の汚染状態や汚濁負荷量が基準に適合しない、特定地下浸透水が有害物質を含む、又は有害物質の地下浸透を防止する構造等基準に適合しないと認められるときは、届出を受理した日から60日以内に限り、計画の変更又は廃止を命じられます。

命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

##### (2) 実施の制限（法第9条）

法第5条の届出（特定施設等の設置の届出）又は法第7条の届出（特定施設等の構造等の変更の届出）をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設等を設置することや、特定施設等の構造、設備、使用の方法、汚水等の処理方法を変更することができません。ただし、届出内容が審査の結果相当であると認められたときは、実施制限の期間を短縮することができます。

なお、実施制限短縮願の書類を提出する必要はありません。審査完了通知を受け取った時点で実施制限が解除されます。

届出様式、記入例等は、東京都環境局のホームページで閲覧及びダウンロードすることができます。

東京都環境局HP

東京都 水質汚濁 届出様式

検索 

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/application/bunya/water/pollution\\_prevention/](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/application/bunya/water/pollution_prevention/)

## 5 記入例

総量規制に係る記入例は、別冊「届出のしおり（総量規制編）」を御覧ください。  
なお、総量規制の概要については、61、62 ページを御覧ください。

### (1)特定施設等設置届出書

事例ごとに記入例を記載してあります。該当するページを御覧ください。

- ① 公共用水域へ排水する事業場が特定施設を設置する場合 [めっき業・14 ページから]  
(分流式下水道へ接続し、雨水のみ公共用水域へ排出する事業場も①を参考にしてください。)
- ② 合流式下水道地域の事業場が有害物質使用特定施設を設置する場合
  - ②のア 研究施設 [26 ページから]
  - ②のイ クリーニング業 [33 ページから ※ 別紙 12 から別紙 14 までの記入例のみ]
  - ②のウ 写真現像業 [36 ページから ※ 別紙 12 から別紙 14 までの記入例のみ]
- ③ 有害物質貯蔵指定施設を設置する場合 [39 ページから]

- ① 公共用水域へ排水する事業場が特定施設を設置する場合 [14 ページから 25 ページまで]  
 (分流式下水道へ接続し、雨水のみ公共用水域へ排出する事業場もこちらを参考にしてください。)

放流先	<del>合流下水道</del>	分流下水道	公共用水域
施設種類	特定施設		<del>貯蔵施設</del>
有害物質の使用	有		無

様式第1 (第3条関係) (表面)

特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用、変更)届出書

●年 ●月 ●日

東京都知事 殿

東京都○○区○○町○○丁目○番○号  
 ○○工業株式会社  
 届出者 代表取締役 東京太郎  
 郵便番号(▲▲▲-▲▲▲▲) 電話番号(▲▲-▲▲▲▲-▲▲▲▲)  
 (氏名又は名称及び住所ならびに法人にあってはその代表者の氏名)

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項(第6条第1項又は第2項、第7条)の規定により、  
 特定施設(有害物質貯蔵指定施設)について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	○○工業株式会社 ○○工場
工場又は事業場の所在地	○○市○○町○○丁目○番○号
特定施設の種類	65, 66
有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
△特定施設の構造	別紙1のとおり。
△特定施設の設備 (有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。
△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。
△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。
△排水水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。
△排水水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。
△排水水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。
有害物質使用特定施設の種類	
△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。
△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。
△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。
△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。
△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。
有害物質使用特定施設 又は 有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設
△有害物質使用特定施設 又は 有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。
△有害物質使用特定施設 又は 有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。
△有害物質使用特定施設 又は 有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。
△施設において製造され、使用され、 若しくは処理される有害物質に係る 用水及び排水の系統又は施設において 貯蔵される有害物質に係る搬入及び 搬出の系統	別紙15のとおり。

該当する部分以外は二重線で消す。

【届出者が法人の場合】  
 名称・本社住所及び代表者  
 職氏名を記入する。  
 【届出者が個人の場合】  
 事業主の住所・氏名を記入  
 する。

特定施設等を設置しよう  
 とする工場・事業場名及び  
 住所を記入する。

政令別表第1の特定施設  
 の番号(63~69 ページ参  
 照)を記入する。

今回設置する施設が有害  
 物質使用特定施設に該当  
 する場合は有に、該当しな  
 い場合は無にチェックす  
 る。

様式第1 (裏面)

- 備考 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称(指定地域特定施設にあつては、名称)を記載してください。
- 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入してください。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出はしません。
- 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入してください。
- 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用してください。
- 5 ※印の欄には、記載しないでください。
- 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けてください。
- 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
- 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4としてください。

主要製品の名称を記入する。  
年間当たりの工業出荷額(予定額等)を記入する。

届出に係る事業場の従業員のみ  
(本社、他の工場等は含めない。)

参考

主要製品の名称・生産額及び出荷額	資本金	〇〇〇万円	敷地面積	10,000 m <sup>2</sup>
ねじ等 機械部品 〇億円/年	従業員数	20人	作業場面積	8,000 m <sup>2</sup>
	業種	電気めっき業	現在の地での 事業年月日	×年×月×日
	用途地域	工業地域	操業時間	9時～17時 (8時間)
	公害防止担当部 課及び担当者	製造部 環境課 ▲▲グループ ○○ ○○ 電話( 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 ) mail( 〇〇▲▲@tokyo.todakede.co.jp )		

この部分は  
必ず記入する。

本社ではなく、事業場の  
担当者を記入する。

別紙 1

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	No. 1 (銅・ニッケルめっきライン)	No. 2 (無電解〇〇めっき槽)
特定施設番号及び名称	66 電気めっき施設	65 酸・アルカリ表面処理施設
型式	全自動めっきライン (□□□社製 BC-1)	浸漬式 (△△△社製 A-1)
構造	鉄製 (内側を耐酸コーティング) (添付第■図参照)	鉄製 (内側を耐酸コーティング) (添付第■図参照)
主要寸法	装置全体 1,000×8,000×1,500(H)mm	槽寸法 1,000×1,200×1,500(H)mm
能力	ねじ 3000個/日	ねじ 300個/日
配置	めっき工場棟 1F (添付第2図参照)	めっき工場棟 1F (添付第2図参照)
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	○年 ○月 ○日	○年 ○月 ○日
工事完成予定年月日	○年 ○月 ○日	○年 ○月 ○日
使用開始予定年月日	○年 ○月 ○日	○年 ○月 ○日
その他参考となるべき事項	別紙1の2を参照	別紙1の2を参照

備考

- 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置について図面を利用して記載してください。(添付第( )図のとおり)
- 2 特定施設の構造等の変更、特定施設の増設及び一部廃止の場合は変更内容を対照してください。(添付第( )表のとおり)
- 3 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載してください。(「別紙1の2を参照」と記載してください。)

複数の施設が存在する場合は添付図面に対応した事業場内における番号と名称を記入する。

該当する特定施設番号(63～69 ページ参照)及び名称を記入する。

施設の型式等を記入する。メーカー名が分かる場合は記入する。

施設の構造材料・材質等を記入する。施設に関するカタログ・資料等を添付する。

施設の大きさを記入する。(原則、構造図等も添付)

原則として1施設をフル稼働(想定される1日の最大作業時間)させた場合の能力を記入する。

事業場内の建物の名称、位置等を明記した別図(工場配置図)に、特定施設等の配置が分かるように記入する。

有害物質使用特定施設に該当する場合は、「別紙1の2を参照」と記入する。

各予定日を記入する。

「別紙1の2」は有害物質を製造・使用・処理している特定施設について記載する様式です。  
 有害物質を製造・使用・処理しない特定施設については、別紙1の2の提出は不要です。

別紙1の2

### 特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号	No. 1 (銅・ニッケルめっきライン)	No. 2 (無電解〇〇めっき槽)
特定施設番号及び名称	66 電気めっき施設	65 酸・アルカリ表面処理施設
設備	排水溝等	ためます 検知装置(添付第◆図参照)
構造	排水溝:コンクリート製50mm厚 (FRP被覆) 排水管:塩ビ二重配管 (トレンチ内設置)	ためます:コンクリート製50mm厚 (検知装置付き)
主要寸法	排水溝:幅300mm×深200mm×10m トレンチ:幅300mm×深300mm×12m 排水管:内管直径100mm、 外管直径150mm	ためます:500×500×400(H)mm
配置	めっき工場棟 1F (添付第2図参照)	めっき工場棟 1F (添付第2図参照)
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	○年 ○月 ○日	○年 ○月 ○日
工事完成予定年月日	○年 ○月 ○日	○年 ○月 ○日
使用開始予定年月日	○年 ○月 ○日	○年 ○月 ○日
その他参考となるべき事項		

備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式の提出は要しません。有害物質を使用等する施設のみ記載してください。  
 2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置について図面を利用して記載してください。

参考

床面	床面:コンクリート製100mm厚 FRP被覆	床面:コンクリート製100mm厚 フラン樹脂被覆
周囲の構造	周囲:勾配付排水溝	周囲:防液堤(容量4m <sup>3</sup> )
点検内容・頻度等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設及び床面等</li> <li>・溶液の水位記録(毎日)</li> <li>・施設本体の損傷、漏れ等の有無、床面のひび割れや被覆の損傷等、防液堤の損傷等の有無(年1回以上)</li> <li>●付帯する設備</li> <li>・排水溝、トレンチ内部、排水管の損傷等の有無(年1回以上)</li> <li>●使用の方法に関する事項</li> <li>・管理要領の確認(年1回以上)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設及び床面等</li> <li>・溶液の水位記録(毎日)</li> <li>・施設本体の損傷、漏れ等の有無、床面のひび割れや被覆の損傷等、防液堤の損傷等の有無(年1回以上)</li> <li>●付帯する設備</li> <li>・検知装置試運転(年1回以上)</li> <li>・ためます内部のひび割れ等、排水管の損傷の有無(年1回以上)</li> <li>●使用の方法に関する事項</li> <li>・管理要領の確認(年1回以上)</li> </ul>

別紙1と同じ内容を記入する。

該当の特定施設に接続し、次の施設に至るまでの設備の種類を記入する。  
(例:配管、ためます、排水ピット、フランジ、バルブ、排水溝等)

設備の材質や設置状況等を記入する(例:ポリプロピレン製架空配管等)。また、検知設備があれば記入する。

設備のうち主なものについて寸法を記入する。

建物の名称・位置等を記入し、必要に応じて図示する。特に地下に設置する場合は、その旨記入する。

各予定日を記入する。

床面は、材質(例:コンクリート等)・被覆の有無等について記入する。

周囲は、受け皿・防液堤・側溝等について記入する。

点検内容・頻度は77～83ページを参考に記入する。詳細は、環境省マニュアル『地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル』に記載されている。  
<https://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html>

別紙2

特定施設の使用方法

工場又は事業場における施設番号	No. 1 (銅・ニッケルめっきライン)	No. 2 (無電解〇〇めっき槽)			
特定施設番号及び名称	66 電気めっき施設	65 酸・アルカリ 表面処理施設			
設置場所	めっき工場棟 1F (添付第2図参照)	めっき工場棟 1F (添付第2図参照)			
操業の系統	添付第▲図参照	添付第▲図参照			
使用時間間隔	10時～16時	週2～3回程度使用し、 使用時間帯は不規則			
1日当たりの使用時間	6時間	4時間			
使用の季節的変動	6月中旬～7月中旬 100%稼動 12月～1月 30%稼動 その他 70%稼動	なし			
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	青化銅 ○kg/日 青化ソーダ ○kg/日 硫酸ニッケル ○kg/日 塩化ニッケル ○kg/日 ホウ酸 ○kg/日 有害物質種類:シアン化合物 ホウ素化合物	■■■ ○kg/日 ▲▲▲ ○kg/日 ◆◆◆ ○kg/日 ○○化合物 ○kg/日 有害物質種類:〇〇化合物			
汚水等の汚染状態	種類・項目(単位)	通常	最大	通常	最大
	pH	別添▲図参照		4.5	3
汚水等の量(m <sup>3</sup> /日)	種類・項目(単位)	通常	最大	通常	最大
	〇〇化合物(mg/L)			30	50
その他参考となるべき事項	汚水等の汚染状態は水洗水の分析値を記載 濃厚めっき廃液等は2ヶ月に1回抜き取り、産廃処理		濃厚めっき廃液等は2ヶ月に1回抜き取り、産廃処理		

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載してください。

別紙1と同じ内容を記入する。

別図(工場配置図)の設置場所に印をつける。  
(23ページ参照)

特定施設を含む操業の系統(フローシート)を記入する。工場の生産工程を、原料から出荷まで特定施設の排水の発生箇所を含め記入する。この欄に記入できない場合は別紙に記入する。(24ページ参照)

1日のうち使用する時間帯を記入する。隔日等の場合はその旨記入する。

1日当たりの使用時間を記入する。

季節変動がある場合には具体的に  
4月～5月 多い  
12月～1月 少ない  
などのように記入する。

特定施設を含む作業工程に使用する原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量を記入する。

原材料に有害物質が含まれる場合に、その種類を記入する。

当該特定施設から排出される汚水について記入する。種類・項目は原材料等から排出するおそれのあるものを、通常、最大において測定結果がない場合は設計値を記入する。この欄に記入できない場合は別紙に記入する。(24ページ参照)

産廃処理する場合等に記入する。

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号	排水処理施設		浄化槽						
処理施設の設置場所	別添第2図		別添第2図						
設置年月日	年月日		年月日						
工事着手予定年月日	年月日		年月日						
工事完成予定年月日	年月日		年月日						
使用開始予定年月日	年月日		年月日						
種類及び型式	連続自動式		合併処理浄化槽						
構造	ライニングコンクリート		FRP						
主要寸法	別添第〇図		別添第〇図						
能力	30m <sup>3</sup> /日		10人槽						
処理の方式	pH調整・還元・凝集沈殿処理		活性汚泥法						
処理の系統	別添第〇図		別添第〇図						
集水及び導水の方法	別添第2図		別添第2図						
使用時間間隔	8:00～17:00		0:00～24:00						
1日当たりの使用時間	連続8時間		連続24時間						
使用の季節変動	なし		なし						
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	苛性ソーダ、硫酸、消石灰、次亜塩素酸ソーダ、高分子凝集剤								
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目(単位)	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	5	7	10	8	7	7		7
	BOD(mg/L)		3		5	100	5		10
	SS(mg/L)		5		10	50	5		10
	B(mg/L)	10	5	20	8				
	CN(mg/L)	600	<0.1	700	<0.1				
	Cu(mg/L)	300	0.8	1000	1≦				
	〇〇化合物(mg/L)	30	<0.1	50	<0.1				
	量(m <sup>3</sup> /日)	15	15	30	30	10	10	15	15
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	汚泥(B、Cu等含有)4t/2ヶ月 委託処分:(株)××クリーン				有機汚泥1t/3ヶ月 委託処分:(株)〇〇保全				
排出水の排出方法	No.1排水口にて放流				No.2排水口にて放流				
その他参考となるべき事項									

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載してください。  
2 排出水の排出方法の欄には、排出口の位置及び数並びに排出先を含め記載してください。

当該処理施設を特定できるように工場内で用いている番号や名称を記入する(特定施設の排水以外の汚水の処理をしている処理施設についても記入する。)

別図(工場配置図)の設置場所に印をつける。(23ページ参照)

処理施設自体を工事する場合、予定日を記入する。

1日当たりの処理能力を記入する。

処理方法を具体的に記入する(他の方式例:加圧浮上法、油水分離、砂ろ過等)。

構造図、設計計画書、性能保証値、処理施設までの集水導水方法を記載した図面を添付する。

連続処理の場合は、1日又は1月当たりの使用量を、回分処理の場合は1回当たりの使用量を記入する。

排水口の位置及び排出先も含めて記入する。排水口で放流する場合は別紙4と整合させる。

污水处理施設の処理前・後の水質について、通常(実際に流れる量の平均値)と最大を区別して記入する。新規施設の設置に伴い汚染状態が変更する場合は、設計値等を記入する。

残さの種類毎に記入する(例:汚泥(B、Cu等含有)、有機汚泥)。生成量は、脱水装置等で汚泥処理をする場合は脱水後の重量を記入する。処理方法は委託処分の場合は処理業者名を、自己処分の場合は搬入先を記入する。

排水水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号 (排水口の名称)		No.1 (製造工程排水口)		No.2 (生活系排水口)		No.3 (雨水排水口)	
種類・項目(単位)	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
	pH	7	8	7	7		
BOD (mg/L)	3	5	5	10			
SS (mg/L)	5	10	5	10			
B (mg/L)	5	8	-	-			
CN (mg/L)	<0.1	<0.1	-	-			
Cu (mg/L)	0.8	1 ≤					
〇〇化合物(mg/L)	<0.1	<0.1					
排水水の量 (m <sup>3</sup> /日)	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
	15	30	10	15	0		
その他参考となるべき事項	〇〇川に放流		同左		同左		

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排出基準に定められた事項について記載してください。

排水口毎に名称をつけ、添付図面に記入する。雨水排水、分流式下水道、合流式下水道等、排出先に関わらず、事業場から排出する排水口を全て記入する。

排水基準が定められている項目のうち、通常排水口から排出される項目や排出されるおそれのある項目(特定施設において使用されている物質や副生成等により存在すると推定される物質を含む。)について記入する。  
※ここで記入した項目は1年に1回以上、その他の項目については必要に応じて測定すること。

日平均値を通常のカ欄に、最も多い日量を最大のカ欄に記入する。  
 雨水排水口で晴天時に排水が無い場合は、通常のカ欄に「0」と記入する。  
 新設又は改修施設からの排水を含み、届出時点で実測値がない場合には、設計値等を記入する。排水水の量については別紙3や別紙6と整合をとる。

公共用水域に排出する場合は河川名を、分流式下水道に排出する場合は、分流式下水道污水管又は分流式下水道雨水管の別を記入する。  
 (その他必要に応じて合流式下水道、地下浸透なども記入する。)

用水及び排水の系統

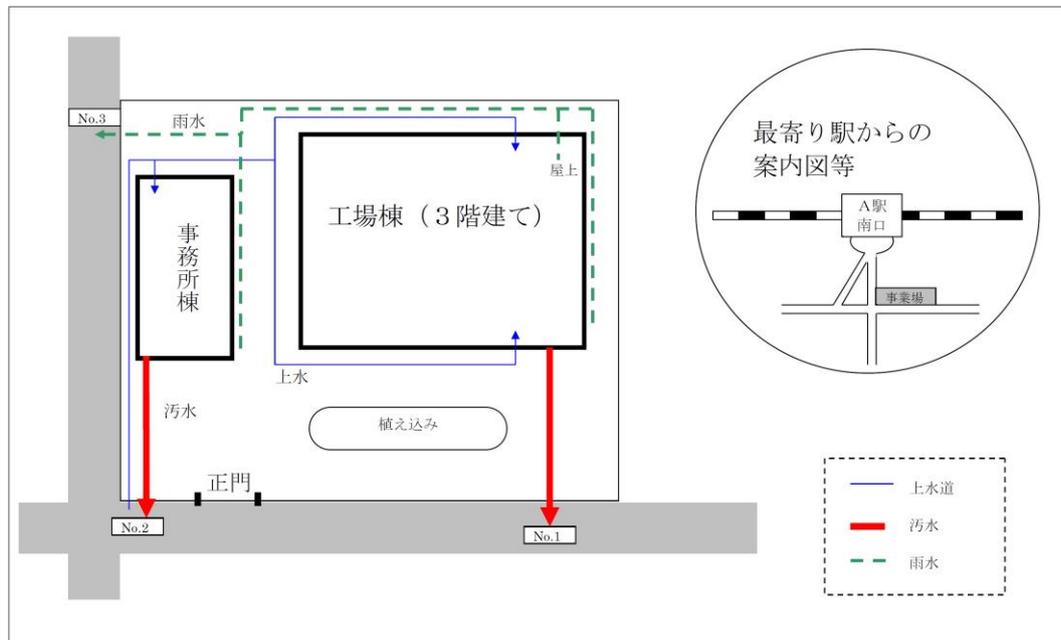
用水及び排水の系統	ア 事業場全体の配置 イ 給水系統 ウ 排水の排出経路 (特定排水、間接冷却水を色分してください) エ 雨水専用排水路 オ 処理施設の設置場所 カ 特定施設の設置場所 ア～カまでを記した図面を添付してください。		
	別添図面一覧(例) 1図 全体図(給排水経路含む) 2-1図 1F配置図(同上) 2-●図 2F配置図(同上) ※記入例では省略 2-●図 3F配置図(同上) ※記入例では省略 ■図 特定施設の構造 ※記入例では省略 ◆図 検知装置構造図 ※記入例では省略 ▲図 操業の系統図 □図 排水処理系統図 ◇図 排水処理施設構造図 ※記入例では省略 △図 合併処理浄化槽構造図 ※記入例では省略		
用途別 用水使用量	用途	使用水	用水使用量 (m <sup>3</sup> /日)
	工程水	水道水	15
	生活用水	水道水	10
合計			25

ア～カに示した内容の分かる図面を添付する。同一図面に記載可能のものは別図にする必要はないが、給水系統は青、排水系統は赤、雨水系統は緑等で色分けし、判別できるようにする。建屋が複数ある場合や、同一建屋でも複数階に給排水系統がわたる場合は、敷地全体図とともに、それぞれの建屋や階ごとに作成した図面を添付する。

用途が冷却水の場合は、直接冷却水と間接冷却水は分けて記入する。使用水については、水道水、地下水、循環水、再利用水等を明記する。平均的な使用量と届出内の水収支に整合性があるように記入する。

※ 別紙5「排水の排水系統別の汚染状態及び量」は、排水を東京湾（東京湾流域の河川を含む。）へ排出する特定事業場であって、かつ、排水量が50m<sup>3</sup>/日以上の場合のみ記載します。

添付第1図 事業場全体配置図（給排水経路図及び案内図）

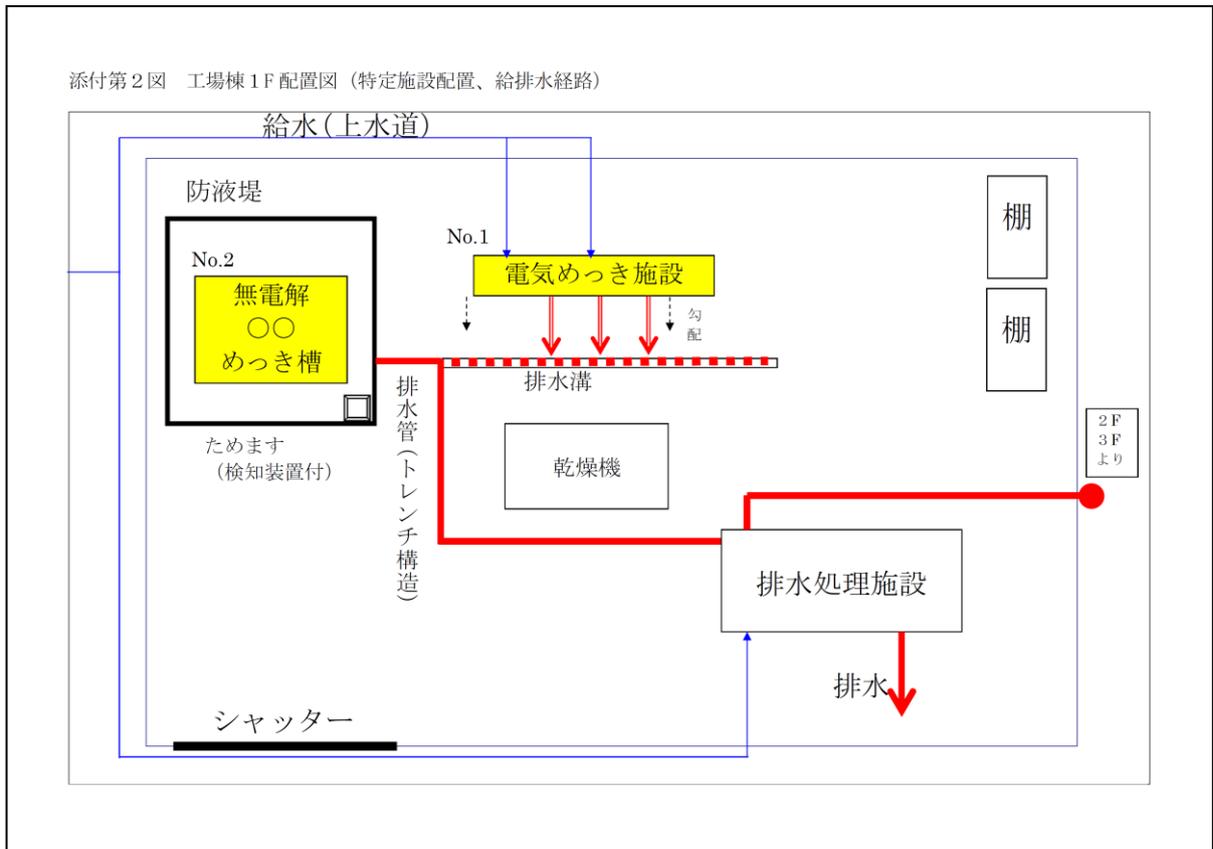


敷地の範囲が明確に分かる図面を添付してください。

この添付図面は、別紙6に示すア（事業場全体の配置）、イ（給水経路）、ウ（排出水の排出経路）、エ（雨水専用排水路）の図面を兼用した例であり、別紙4の参考資料でもあります。

案内図については、最寄り駅が近くでない場合は、主要幹線道路からの案内図を記載してください。

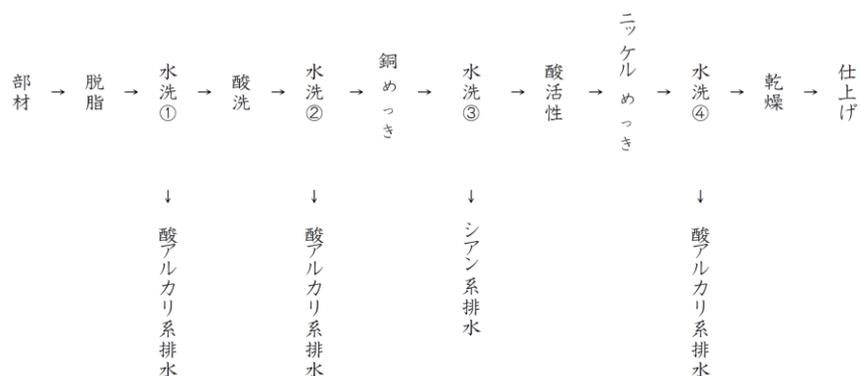
添付第2図 工場棟1F配置図（特定施設配置、給排水経路）



この図面は、別紙6に示すイ（給水経路）、ウ（排出水の排出経路）、オ（処理施設の設置場所）、カ（特定施設の設置場所）の図面を兼用した例であり、別紙1、1の2、2及び3の参考資料でもあります。既存の図面を活用し、不足する箇所を追記して作成した図面でも構いません。特定施設や排水経路等の位置を特定するため、主要な施設も図面に記載してください。

添付第▲図 操業の系統

<銅・ニッケルめっき工程>

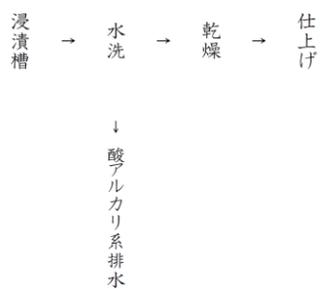


水質							
pH		9		7		10	
CN (mg/L)		-		-		600	
Cu (mg/L)		-		-		300	

...

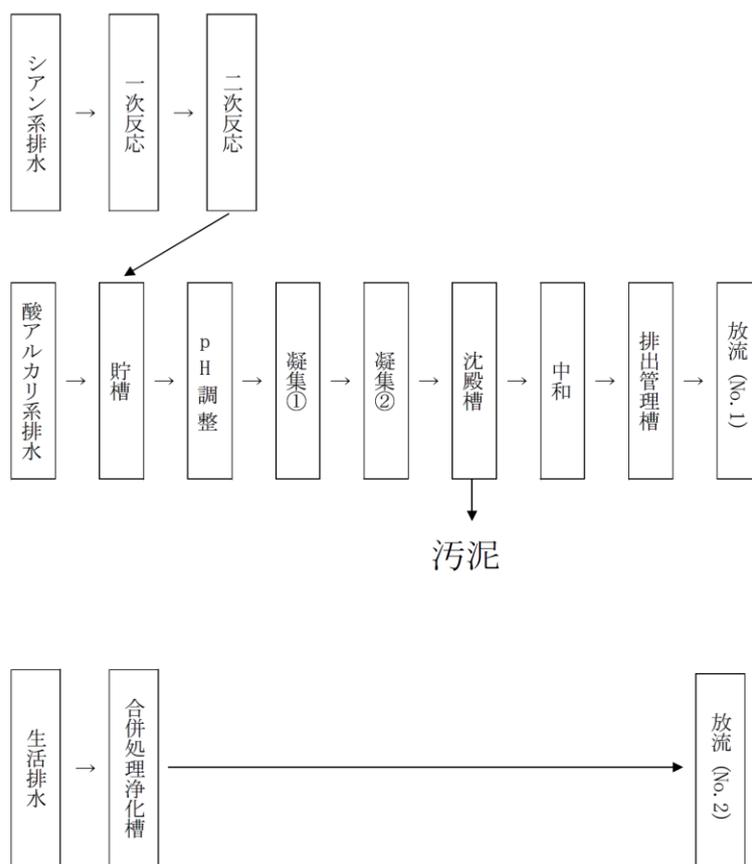
(記入例のため、簡略化してあります。)

<無電解〇〇めっき工程>



この図面は、別紙2の添付資料の例です。

添付第□図 排水処理の系統図



この図面は、別紙3の添付資料の例です。

放流先については、別紙4や添付第1図の名称等と整合させてください。

② 合流式下水道地域の事業場が有害物質使用特定施設を設置する場合

②のア 研究施設 [26 ページから 32 ページまで]

放流先	合流下水道	分流下水道	公共用水域
施設種類	特定施設	<del>特定施設</del>	
有害物質の使用	有	<del>無</del>	

様式第1 (第3条関係) (表面)

特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) 設置 (使用、変更) 届出書

●年 ●月 ●日

東京都知事 殿

東京都○○区○○町○○丁目○○番○○号  
 ○○株式会社  
 届出者 代表取締役 東京太郎  
 郵便番号(▲▲▲-▲▲▲▲) 電話番号(▲▲-▲▲▲▲-▲▲▲▲)  
 (氏名又は名称及び住所ならびに法人にあってはその代表者の氏名)

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項 (第6条第1項又は第2項、第7条)の規定により、  
 特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	○○株式会社 ○○研究所			
工場又は事業場の所在地	○○市○○町○○丁目○○番○○号			
第5条第1項関係	特定施設の種類		※整理番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※受理年月日	年 月 日
	△特定施設の設備 (有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。	※施設番号	
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※審査結果	
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
第5条第2項関係	△排水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
	△排水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。		
	有害物質使用特定施設の種類			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
第5条第3項関係	△有害物質使用特定施設 又は 有害物質貯蔵指定施設の別	<input checked="" type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設	※備 考	
	△有害物質使用特定施設 又は 有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設 又は 有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設 又は 有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、 若しくは処理される有害物質に係る 用水及び排水の系統又は施設において 貯蔵される有害物質に係る搬入及び 搬出の系統	別紙15のとおり。		

該当する部分以外は二重線で消す。

【届出者が法人の場合】  
 名称・本社住所及び代表者  
 職氏名を記入する。  
 【届出者が個人の場合】  
 事業主の住所・氏名を記入  
 する。

特定施設等を設置しよう  
 とする工場・事業場名及び  
 住所を記入する。

有害物質使用特定施設に  
 チェックする。

様式第1 (裏面)

- 備考 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称(指定地域特定施設にあつては、名称)を記載してください。
- 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入してください。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出は要しません。
- 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入してください。
- 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用してください。
- 5 ※印の欄には、記載しないでください。
- 6 排水水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けてください。
- 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
- 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4としてください。

主要製品の名称を記入する。  
年間当たりの出荷額(予定額等)を記入する。

届出に係る事業場の従業員のみの  
(本社、他の事業場等は含めない。)

参考

主要製品の名称 生産額及び出荷額	資本金	〇〇〇万円	敷地面積	2,500m <sup>2</sup>
医薬品 (研究・実験)	従業員数	50人	作業場面積	1,000m <sup>2</sup>
	業種	試験研究	現在の地での 操業年月日	×年×月×日
	用途地域	準工業地域	操業時間	9時～17時 (8時間)
	公害防止担当部 課及び担当者	製造課 ▲▲グループ ○○ ○○ 電話(〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇) E-mail: ○○▲▲@tokyo.todokade.co.jp		

この部分は  
必ず記入する。

本社ではなく、事業場の担当者を  
記入する。

別紙12

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	No-1,2,5,6 (特定施設の種類: 71の2 イ 洗浄施設)	No-9 (特定施設の種類: 71の2 イ 洗浄施設)
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input checked="" type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 貯蔵	<input checked="" type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 貯蔵
型式	流し台	廃ガス洗浄施設
構造	ステンレス製	ステンレス製 (添付第2図参照)
主要寸法	600×1,200×200(H) mm	装置全体 2,000×800×3,650(H) mm (脚 150 (H) mm)
能力	—	処理風量 20m <sup>3</sup> /分
配置	実験室 1F (添付第1図参照)	建屋外 (添付第1図参照)
床面及び周囲	床面:コンクリート製100mm厚 ビニルエステル樹脂被覆 周囲:吸収マットを常備する (A基準と同等以上の措置)	床面:コンクリート製100mm厚 周囲:防液堤(容量●m <sup>3</sup> )
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	○年 ○月 ○日	○年 ○月 ○日
工事完成予定年月日	△年 △月 △日	△年 △月 △日
使用開始予定年月日	×年 ×月 ×日	×年 ×月 ×日
その他参考となるべき事項	吸収マットでの対応について、漏洩時に迅速に回収できる体制を整備し、施設本体にかかる定期点検を月1回実施する。また、このことを管理要領に記載する	

備考1 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置について図面を利用して記載してください。(添付第( )図のとおり)

該当する部分以外は二重線で消す。

複数の施設が存在する場合は添付図面に対応した事業場内における番号と名称を記入する。

使用にチェックを入れる。

施設の型式等を記入する。メーカー名が分かる場合は記入する。

施設の構造材料・材質等を記入する。施設に関するカタログ・資料等を添付する。

施設の大きさを記入する。(構造図等添付)

原則として1施設をフル稼動(想定される1日の最大作業時間)させた場合の能力を記入する。

事業場内の建物の名称・位置等を明記した別図(工場配置図)に、特定施設の配置が分かるように記入する。(32 ページ参照)

各予定日を記入する。

床面は材質(コンクリート等)や被覆の有無等について記入する。  
周囲は受け皿、防液堤、側溝等について記入する。  
(同等以上の措置をとる場合は、その他参考となるべき事項欄に内容を記入する。)

別紙13

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	No-1,2,5,6	No-9
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input checked="" type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 貯蔵	<input checked="" type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 貯蔵
設備	排水管	無(特定施設からの排水管 無)
構造	排水管: 屋内 塩ビ床下排水管 屋外 塩ビ地下排水管 (トレンチ内設置)	
主要寸法	塩ビ管: 直径50 mm (屋内部 二重配管) トレンチ: 幅300mm×深さ300mm×5m (コンクリート製 厚さ50mm)	
配置	実験室 1Fから下水道公設マス まで (添付第1図参照)	
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	○年 ○月 ○日	○年 ○月 ○日
工事完成予定年月日	△年 △月 △日	△年 △月 △日
使用開始予定年月日	×年 ×月 ×日	×年 ×月 ×日
その他参考となるべき事項	有害物質を含む水は流れない。 (器具を洗浄する過程で希釈され、配管を流れる時には検出下限以下となる)	

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置について図面を利用して記載してください。(添付第( )図のとおり)

参考

点検内容・頻度等	●施設及び床面等	●施設及び床面等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・装置本体の異常の有無、漏洩の有無の目視確認(月1回以上)</li> <li>・床面のひび割れや被覆の損傷等の有無(年1回以上)</li> <li>(有害物質を含む水が流れない配管や排水溝等は、構造や設備等に関する点検の義務は生じない。)</li> <li>● 使用の方法に関する事項</li> <li>・管理要領の確認(年1回以上)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・装置本体の異常の有無、漏洩の有無の目視確認(年1回以上)</li> <li>・床面のひび割れや被覆の損傷等、防液堤のひび割れ等の有無(年1回以上)</li> <li>● 使用の方法に関する事項</li> <li>・管理要領の確認(年1回以上)</li> </ul>

点検内容・頻度は77～83ページを参考に記入する。詳細は、環境省マニュアル『地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル』に記載されている。

<https://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html>

別紙12と同じ内容を記入する。

該当の特定施設に接続し、次の施設又は排水処理施設に至るまでの設備の種類を記入する。

(例 配管、ためます、排水ピット、フランジ、バルブ、排水溝等)

設備の材質や設置状況等を記入する(例 ポリプロピレン製架空配管等)。また、検知設備があれば記入する。

設備のうち主なものについて寸法を記入する。

建物の名称・位置等を記入し、必要に応じて図示する。特に地下に設置する場合は、その旨記入する。

各予定日を記入する。

必要に応じて、有害物質を含む水の流れの有無等を記入する。

別紙14

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	No-1,2,5,6	No-9
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input checked="" type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 貯蔵	<input checked="" type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 貯蔵
設置場所	実験室1F (添付第1図参照)	建屋外 (添付第1図参照)
操業の系統	一次、二次洗浄(産廃処理)→三次洗浄(流し)	ドラフト→廃ガス洗浄
使用時間間隔	毎日(9時～17時)	毎日(9時～17時)
1日当たりの使用時間	4時間～6時間	ドラフト使用時
使用の季節的変動	年末、年度末が多い	年末、年度末が多い
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別添第1のとおり 有害物質種類:別添第1のとおり	苛性ソーダ(%) ●kg/日 有害物質種類:別添第1のとおり
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)	—	—
その他参考となるべき事項	作業規定に基づき、実験器具使用後の一次及び二次洗浄水は回収して、産廃処理。三次処理水を流し台に流すが、有害物質は含まれていない。 (参考資料 ○年○月○日 下水排水測定結果)	洗浄液は循環使用。No6の排ガスは分析・測定で使用標準試薬等に含まれる有害物質を含む。(No6とドラフト2台の廃ガスを処理する。)スクラパー洗浄水は年に4回程度交換し、産廃処理する。

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載してください。

別紙12と同じ内容を記入する。

別図(工場配置図)の設置場所に印をつける。  
(32ページ参照)

特定施設を含む操業の系統(フローシート)を記入する。この欄に記入できない場合は別添資料に記入する。

1日のうち使用する時間帯を記入する。隔日等の場合は、その旨記入する。

1日当たりの使用時間を記入する。

季節変動がある場合には具体的に  
4月～5月 多い  
12月～1月 少ない  
などのように記入する。

特定施設で使用する原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法、含まれる有害物質の種類及び1日当たりの使用量を記入する。  
1月当たりの使用量を記入してもよい。  
この欄に記入できない場合は、別途資料を作成し、必要に応じて安全データシート等を添付する。

必要に応じて排水の状況や処理の方法について記入する。  
例) 3か月に一度産廃処理 等

別紙15

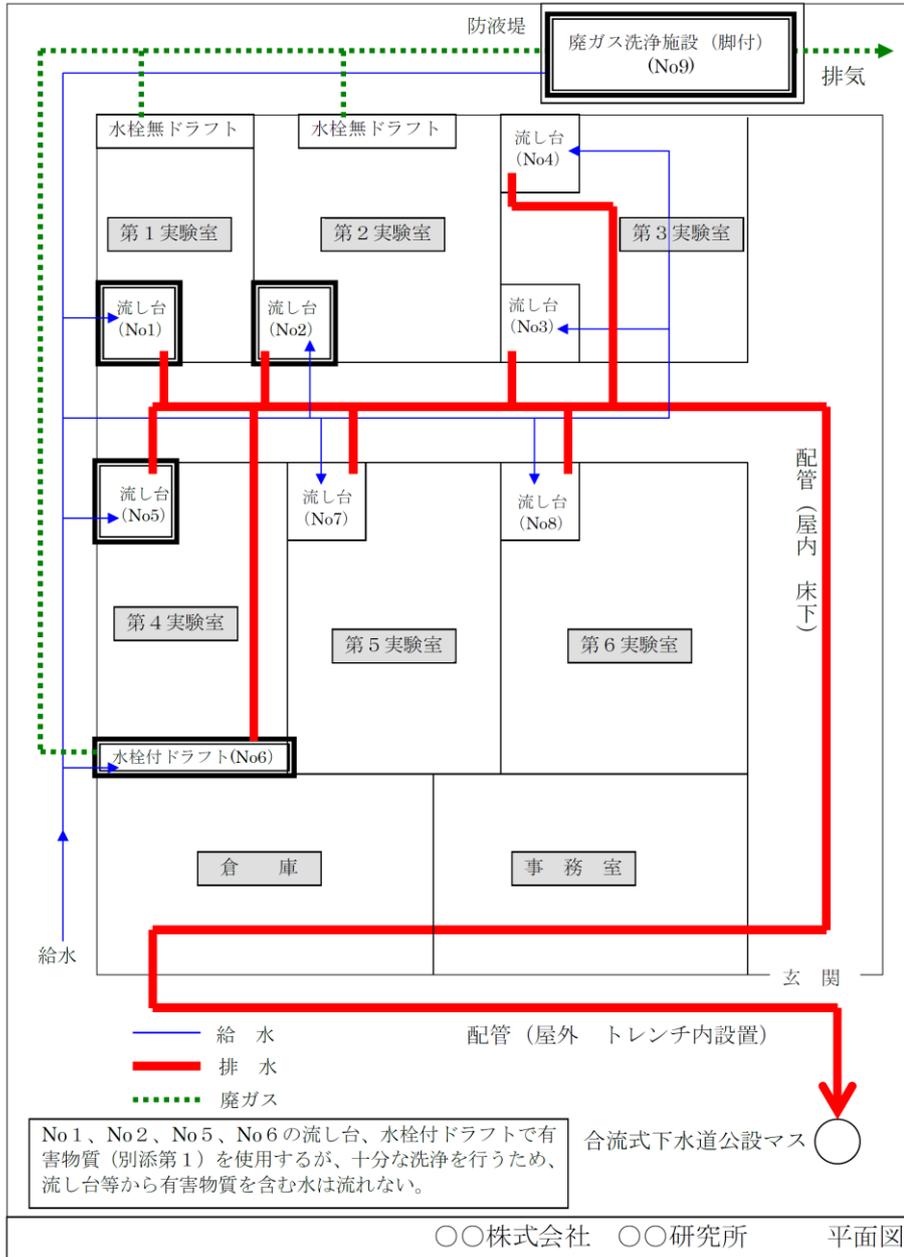
用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

添付図面の一覧を記す。  
施設において使用等される有害物質に係る用水及び排水の系統を図示する。

施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）	添付図面一覧 添付第1図 事業場全体配置 第2図 廃ガス洗浄施設構造図（記入例では省略）		
	用途別 用水使用量	用途	使用水
	実験用水	水道水	12
	生活用水	水道水	4
合計			16

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないでください。

添付第1図 (別紙12、13、14、15関係)



この図面は、別紙12、別紙13、別紙14、別紙15の添付資料の例です。  
 既存の図面を活用し、不足する箇所を追記して作成した図面でも構いません。

② 合流式下水道地域の事業場が有害物質使用特定施設を設置する場合

②のイ クリーニング業 [33 ページから 35 ページまで]

※ 別紙 12 から別紙 14 までの記入例のみ

別紙 12  
有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	No.1ドライ機 (特定施設の種類: 67 洗濯業の用に供する洗浄施設)	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input checked="" type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 貯蔵	<input type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 貯蔵
型 式	△△社製 (AA-1)	
構 造	ステンレス、プラスチック等	
主 要 寸 法	(W) (D) (H) 184cm × 147cm × 210cm	
能 力	●●kg / 回	
配 置	1F クリーニング作業場 (別添 第1図のとおり)	
床面及び周囲	床面:コンクリート・樹脂被覆 周囲:受け皿 (ドライ機本体に内蔵)	
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	○年 ○月 ○日	年 月 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	△年 △月 △日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	×年 ×月 ×日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考1 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置について図面を利用して記載してください。(添付第( )図のとおり)

各予定日を記入する。

床面は材質（コンクリート等）や被覆の有無等について記入する。  
周囲は受け皿、防液堤、側溝等について記入する。  
(同等以上の措置をとる場合は、その他参考となるべき事項欄に内容を記入する。)

該当する部分以外は二重線で消す。

複数の施設が存在する場合は添付図面に対応した事業場内における番号と名称を記入する。

使用にチェックを入れる。

施設の型式等を記入する。  
メーカー名が分かる場合は記入する。

施設の構造材料・材質等を記入する。施設に関するカタログ・資料等を添付する。

施設の大きさを記入する。  
(構造図等添付)

原則として1施設をフル稼働(想定される1日の最大作業時間)させた場合の能力を記入する。

事業場内の建物の名称・位置等を明記した別図(作業場配置図)に、特定施設の配置が分かるように記入する。(32 ページ参照)

別紙13

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	No.1ドライ機	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input checked="" type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 貯蔵	<input type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 貯蔵
設備	無 (特定施設からの排水管 無)	
構造		
主要寸法		
配置		
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

別紙12と同じ内容を記入する。

該当の特定施設に接続し、次の施設又は排水処理施設に至るまでの設備がある場合は記入する。(29ページ参照)  
(例 配管、ためます、排水ピット、フランジ、バルブ、水分離機、排水溝等)

該当の特定施設に接続する設備がない場合はその旨を記載する。

各予定日を記入する。

必要に応じて、有害物質を含む水の流れの有無等を記入する。

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置について図面を利用して記載してください。(添付第( )図のとおり)

参考

点検内容・頻度等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設及び床面等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・装置本体の異常の有無、漏洩の有無の目視確認(月1回以上)</li> <li>・床面のひび割れや被覆の損傷等の有無(年1回以上)</li> </ul> </li> <li>●使用の方法に関する事項                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理要領の確認(年1回以上)</li> </ul> </li> </ul>	
----------	---	--

点検内容・頻度は77～83ページを参考に記入する。詳細は、環境省マニュアル『地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル』に記載されている。

<https://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html>

別紙 1 4

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	No.1ドライ機	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input checked="" type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 貯蔵	<input type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 貯蔵
設置場所	1F クリーニング作業場 (別添 第1図のとおり)	
操業の系統	洗濯→乾燥→プレス	
使用時間間隔	10時から16時	
1日当たりの使用時間	4時間～6時間	
使用の季節的変動	春、秋が多い	
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	パーク溶剤 ○/日 (ドライ機と回収装置で循環) 有害物質種類: テトラクロロエチレン	
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)	—	—
その他参考となるべき事項	スラッジ・廃液等は、屋内の廃棄物置場(ステンレス製受け皿付)で、ドラム缶内に密封保管し、定期的に産廃処理	

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載してください。

別紙 12 と同じ内容を記入する。

別図（作業場配置図）の設置場所に印をつける。  
(32 ページ参照)

特定施設を含む操業の系統（フローシート）を記入する。この欄に記入できない場合は別添資料に記入する。

1日のうち使用する時間帯を記入する。隔日等の場合は、その旨記入する。

1日当たりの使用時間を記入する。

季節変動がある場合には具体的に  
4月～5月 多い  
12月～1月 少ない  
などのように記入する。

特定施設で使用する原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法、含まれる有害物質の種類及び1日当たりの使用量を記入する。

1月当たりの使用量を記入してもよい。  
この欄に記入できない場合は、別途資料を作成し、必要に応じて安全データシート等を添付する。

必要に応じて排水の状況や処理の方法について記入する。  
例) 3か月に一度産廃処理 等

② 合流式下水道地域の事業場が有害物質使用特定施設を設置する場合

②のウ 写真現像業 [36 ページから 38 ページまで]

※ 別紙 12 から別紙 14 までの記入例のみ

別紙 12  
有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	NO.1 現像機 (特定施設の種類: 68 写真現像業の用に供する自動 式フィルム現像洗浄施設)	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input checked="" type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 貯蔵	<input type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 貯蔵
型 式	A社製 ○○-○○	
構 造	別添カタログ参照	
主 要 寸 法	幅 720mm 奥行 1500mm 高さ 1450mm	
能 力	65本/時	
配 置	店舗内(配置図参照)	
床面及び周囲	床面:コンクリート製100mm厚 周囲:受け皿 ウェス常備	
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	○年 ○月 ○日	年 月 日
工事完成予定年月日	△年 △月 △日	年 月 日
使用開始予定年月日	×年 ×月 ×日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考1 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置について図面を利用して記載してください。(添付第( )図のとおり)

各予定日を記入する。

床面は材質（コンクリート等）や被覆の有無等について記入する。  
周囲は受け皿、防液堤、側溝等について記入する。  
(同等以上の措置をとる場合は、その他参考となるべき事項欄に内容を記入する。)

事業場内の建物の名称・位置等を明記した別図（工場配置図）に、特定施設の配置が分かるように記入する。（32 ページ参照）

施設の大きさを記入する。  
(構造図等添付)

施設の構造材料・材質等を記入する。施設に関するカタログ・資料等を添付する。

施設の型式等を記入する。  
メーカー名が分かる場合は記入する。

使用にチェックを入れる。

複数の施設が存在する場合は添付図面に対応した事業場内における番号と名称を記入する。

該当する部分以外は二重線で消す。

別紙13

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	NO.1現像機	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input checked="" type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 貯蔵	<input type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 貯蔵
設備	無 (特定施設からの排水管 無)	
構造		
主要寸法		
配置		
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項	有害物質を含む水は回収されるため、流れない。	

別紙12と同じ内容を記入する。

該当の特定施設に接続し、次の施設又は排水処理施設に至るまでの設備がある場合は記入する。(29ページ参照)  
(例 配管、ためます、排水ピット、フランジ、バルブ、排水溝等)

該当の特定施設に接続する設備がない場合はその旨を記載する。

各予定日を記入する。

必要に応じて、有害物質を含む水の流れの有無等を記入する。

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置について図面を利用して記載してください。(添付第( )図のとおり)

参考

点検内容・頻度等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設及び床面等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・装置本体の異常の有無、漏洩の有無の目視確認(月1回以上)</li> <li>・床面のひび割れや被覆の損傷等の有無(年1回以上)</li> </ul> </li> <li>●使用の方法に関する事項                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理要領の確認(年1回以上)</li> </ul> </li> </ul>	
----------	---	--

点検内容・頻度は77～83ページを参考に記入する。詳細は、環境省マニュアル『地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル』に記載されている。  
<https://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html>

別紙14

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場 における施設番号	NO.1 現像機	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input checked="" type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 貯蔵	<input type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 貯蔵
設置場所	店舗内(配置図参照)	
操作の系統	発色現像→漂白→水洗→定着 →水洗→安定→乾燥	
使用時間間隔	毎日(10時～20時)	
1日当たりの使用時間	6時間	
使用の季節的変動	特になし	
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	①現像液 OL/日 ②定着液 OL/日 ③安定剤 OL/日 有害物質種類: アンモニア等	
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)	なし	
その他参考となるべき事項	フィルム現像機の廃液は全て委託業者が回収する。	

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載してください。

別紙12と同じ内容を記入する。

別図(店舗内配置図)の設置場所に印をつける。  
(32ページ参照)

特定施設を含む操作の系統(フローシート)を記入する。この欄に記入できない場合は別添資料に記入する。

1日のうち使用する時間帯を記入する。隔日等の場合は、その旨記入する。

1日当たりの使用時間を記入する。

季節変動がある場合には具体的に  
4月～5月 多い  
12月～1月 少ない  
などのように記入する。

特定施設で使用する原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法、含まれる有害物質の種類及び1日当たりの使用量を記入する。

1月当たりの使用量を記入してもよい。  
この欄に記入できない場合は、別途資料を作成し、必要に応じて安全データシート等を添付する。

必要に応じて排水の状況や処理の方法について記入する。  
例) 3か月に一度産廃処理 等

③有害物質貯蔵指定施設を設置する場合 [39 ページから 45 ページまで]

放流先	<b>共通</b>
施設種類	
有害物質の使用	

様式第1 (第3条関係) (表面)

~~特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用、変更)届出書~~

●年 ●月 ●日

東京都知事 殿

東京都○○区○○町○○丁目○番○号  
 ○○工業株式会社  
 届出者 代表取締役 東京太郎

郵便番号(▲▲▲-▲▲▲▲) 電話番号(▲▲-▲▲▲▲-▲▲▲▲)  
 (氏名又は名称及び住所ならびに法人にあってはその代表者の氏名)

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項(第6条第1項又は第2項、第7条)の規定により、  
~~特定施設(有害物質貯蔵指定施設)~~について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	○○工業株式会社 ○○工場		
工場又は事業場の所在地	○○市○○町○○丁目○番○号		
第5条第1項関係	特定施設の種類		※整理番号
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※受理年月日
	△特定施設の設備 (有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。	
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※施設番号
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。	
△排水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。	※審査結果	
	△排水の排水系統別の汚染状態及び量		別紙5のとおり。
△排水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。		
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類		
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。	
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。	
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。	
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。	
△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		
第5条第3項関係	有害物質使用特定施設 又は 有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input checked="" type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設	※備考
	△有害物質使用特定施設 又は 有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。	
	△有害物質使用特定施設 又は 有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。	
	△有害物質使用特定施設 又は 有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。	
	△施設において製造され、使用され、 若しくは処理される有害物質に係る 用水及び排水の系統又は施設におい て貯蔵される有害物質に係る搬入及 び搬出の系統	別紙15のとおり。	

該当する部分以外は二重線で消す。

【届出者が法人の場合】  
 名称・本社住所及び代表者職氏名を記入する。  
 【届出者が個人の場合】  
 事業主の住所・氏名を記入する。

有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする工場・事業場名及び住所を記入する。

有害物質貯蔵指定施設にチェックする。

様式第1 (裏面)

- 備考 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称(指定地域特定施設にあつては、名称)を記載してください。
- 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入してください。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出は要しません。
- 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入してください。
- 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用してください。
- 5 ※印の欄には、記載しないでください。
- 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けてください。
- 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
- 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4としてください。

主要製品の名称を記入する。  
年間当たりの工業出荷額(予定額等)を記入する。

届出に係る事業場の従業員のみ  
(本社、他の工場等を含めない。)

参考

主要製品の名称・生産額及び出荷額	資本金	〇〇〇万円	敷地面積	10,000m <sup>2</sup>
合成樹脂等 〇億円/年	従業員数	20人	作業場面積	8,000m <sup>2</sup>
	業種	化学工業	現在の地での 操業年月日	×年×月×日
	用途地域	工業地域	操業時間	9時～17時 (8時間)
	公害防止担当部 課及び担当者	製造部 環境課 ▲▲グループ 〇〇〇〇 電話( 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 ) Eメール( 〇〇▲▲@tokyo.todokede.co.jp )		

この部分は必ず  
記入する。

本社ではなく、事業場の担当者を  
記入する。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	A-1,A-2	B-1
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 使用 <input checked="" type="checkbox"/> 貯蔵	<input type="checkbox"/> 使用 <input checked="" type="checkbox"/> 貯蔵
型式	貯蔵タンク (〇〇社製 △△)	貯蔵タンク (〇〇社製 △△)
構造	ステンレス製 (添付第3図参照)	ポリエチレン製 (添付第3図参照)
主要寸法	直径1500×6000(H)mm×2槽	1000×1000×1500(H)mm
能力	貯蔵量 各10m <sup>3</sup>	貯蔵量 1.5m <sup>3</sup>
配置	化学棟の屋外(地上)に設置 (添付第2図参照)	めっき棟の屋内(地上)に設置 (添付第2図参照)
床面及び周囲	床面 コンクリート製100mm厚 エポキシ樹脂で被覆 周囲 防液堤を設け流出を防止 (貯留量 12m <sup>3</sup> )	床面 コンクリート製100mm厚 周囲 側溝を設け流出を防止 (側溝 幅500mm×深300mm ×15m 閉鎖型)
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	○年 ○月 ○日	○年 ○月 ○日
工事完成予定年月日	△年 △月 △日	△年 △月 △日
使用開始予定年月日	×年 ×月 ×日	×年 ×月 ×日
その他参考となるべき事項		

備考1 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置について図面を利用して記載してください。(添付第( )図のとおり)

複数の施設が存在する場合は添付図面に対応した事業場内における番号と名称を記入する。

貯蔵にチェックを入れる。

貯蔵施設の型式を記入する。(例 タンク、貯槽、地下ピット等)

施設の構造材料・材質等を記入する。カタログ・資料等がある場合は添付する。地下ピットの場合は厚みも記入する。

施設の大きさを記入する。(構造図等添付)

最大貯蔵量を記入する。

事業場内の建物の名称・位置等を明記した別図(添付第2図)に、貯蔵施設の配置が分かるように記入する。屋外、屋内、地上、地下の区別も記入する。

床面は材質(コンクリート等)、被覆の有無等について記入する。周囲は受け皿、防液堤、側溝等について記入する。

各予定日を記入する。

防液堤や受け皿の容量に対し、貯蔵施設の容量が大きい場合の対応等を記載する。  
(防液堤や受け皿においては、原則として、貯留量が最大貯蔵量より大きい必要がある。)  
(例 常時貯蔵は最大容量60%までとし、防液堤の容量を超えない範囲で使用する等)

別紙13

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	A-1,A-2	B-1
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 使用 <input checked="" type="checkbox"/> 貯蔵	<input type="checkbox"/> 使用 <input checked="" type="checkbox"/> 貯蔵
設備	地上配管、バルブ、フランジ	バルブ、排水管
構造	ステンレス製	排水管：屋内 塩ビ地上配管
主要寸法	地上配管 直径200mm×50m バルブ 2箇所 フランジ 3箇所	排水管：直径50mm
配置	化学棟屋外から化学棟1階 (添付第2図参照)	めっさ棟内 (添付第2図参照)
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	○年 ○月 ○日	○年 ○月 ○日
工事完成予定年月日	△年 △月 △日	△年 △月 △日
使用開始予定年月日	×年 ×月 ×日	×年 ×月 ×日
その他参考となるべき事項	有害物質を含む水が流れる。	有害物質を含む水が流れる。

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置について図面を利用して記載してください。(添付第( ) 図のとおり)

参考

点検内容・頻度等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設及び床面等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・溶液の水位記録(毎日)</li> <li>・タンクのひび割れや損傷等の有無、タンク本体からの漏洩(年1回以上)</li> <li>・床面のひび割れや被覆の損傷等、防液堤のひび割れ等の有無(年1回以上)</li> </ul> </li> <li>●付帯する設備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・配管の亀裂損傷の有無、配管からの漏洩の有無(年1回以上)</li> </ul> </li> <li>●使用の方法に関する事項                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理要領の確認(年1回以上)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設及び床面等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・溶液の水位記録(毎日)</li> <li>・タンクのひび割れや損傷等の有無、タンク本体からの漏洩(年1回以上)</li> <li>・床面のひび割れや被覆の損傷等、防液堤のひび割れ等の有無(年1回以上)</li> </ul> </li> <li>●付帯する設備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水管の亀裂損傷の有無、排水管からの漏洩の有無(年1回以上)</li> </ul> </li> <li>●使用の方法に関する事項                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理要領の確認(年1回以上)</li> </ul> </li> </ul>
----------	--	--

別紙12と同じ内容を記入する。

施設に付帯する配管や排水溝等を記入する。地下にあるものはその旨を記入する。付帯する設備がない場合は「無」と記入する。

設備の材質や設置状況等を記入する(例 ポリプロピレン製架空配管等)。また、検知設備があれば記入する。

設備のうち主なものについて寸法を記入する。

建物の名称・位置等を記入する。設備の地上、地下の別は別図に記入してもよい。

各予定日を記入する。

必要に応じて、有害物質を含む水の流れの有無を記入する。

点検内容・頻度は77～83ページを参考に記入する。詳細は、環境省マニュアル『地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル』に記載されている。  
<https://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html>

別紙14

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	A-1,A-2	B-1
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 使用 <input checked="" type="checkbox"/> 貯蔵	<input type="checkbox"/> 使用 <input checked="" type="checkbox"/> 貯蔵
設置場所	化学棟屋外から化学棟1階 (添付第2図参照)	めっき棟屋内に設置 (添付第2図参照)
操業の系統	フェノール合成施設に ベンゼンを供給	廃液の貯蔵
使用時間間隔	1週間に1回搬入	1回/月程度めっき槽より貯蔵タンクに移送
1日当たりの使用時間	1時間/回	15分/回
使用の季節的変動	なし	なし
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	_____	_____
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)	ベンゼン(〇%~〇%)	シアンを含む廃液(含有率〇%~〇%)
その他参考となるべき事項	製品製造に使用	廃液は年3回の頻度で産廃処理

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載してください。

別紙12と同じ内容を記入する。

別図(添付第2図)に設置している場所を記入する。  
(45ページ参照)

操業の系統の中で、貯蔵施設の使用目的を記入する。

当該施設への有害物質を含む水の供給時における使用時間間隔を記入する。  
連続使用の場合は〇時~〇時、間欠使用の場合は頻度等

1日当たりの使用時間又は1回当たりの使用時間を記入する。

季節変動がある場合には具体的に  
4月~5月 多い  
12月~1月 少ない  
などのように記入する。

貯蔵する有害物質の種類を記入する。  
含有率がわかる場合は記入する。

必要に応じて、貯蔵する有害物質を含む水の取り扱いについて記入する。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

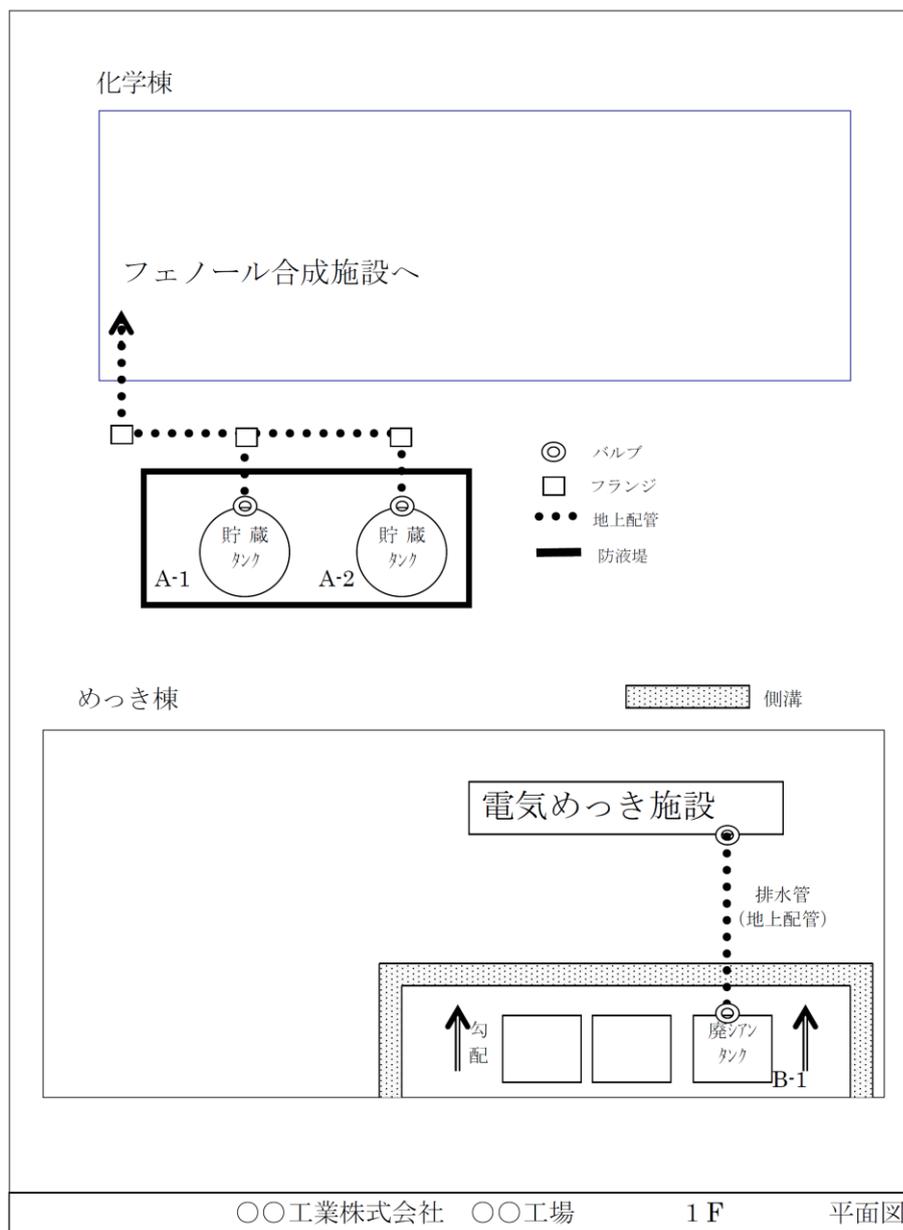
<p>施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）</p>	<p>A-1.A-2 搬入：タンクローリーから1週間に1回、貯蔵施設に供給 搬出：配管をとり、フェノール合成施設に供給</p> <p>B-1 搬入：めっき液交換時に、電気めっき施設から廃シアンタンクまで、排水管を通じて移送され、シアンを含む廃液が貯留 搬出：産業廃棄物処理業者が用意したタンクローリーに、ホースを用いて搬出</p> <p>添付図面一覧 添付第1図 事業場全体配置（記入例では省略） 添付第2図 1階配置図 添付第3図 貯蔵施設の構造図（記入例では省略）</p>
---	--

添付図面の一覧を示す。  
貯蔵施設まで搬入される経路、貯蔵施設から搬出される経路を記入する。  
必要に応じて、別図やフローシートを添付する。

用途別 用水使用量	用途	使用水	用水使用量 (m <sup>3</sup> /日)
合計			

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないでください。

添付第2図 (別紙12、13、14、15関係)



この図面は、別紙12、別紙13、別紙14、別紙15の添付資料の例です。  
 既存の図面を活用し、不足する箇所を追記して作成した図面でも構いません。

## (2) 特定施設等の構造等変更届

次の内容を変更するときは構造等変更届が必要です。

「特定施設等の構造、設備、使用の方法」、「汚水等の処理の方法」、「排出水の汚染状態及び量」

「用水、排水の系統」、「貯蔵する有害物質の搬出、搬入の方法」

記載例の一例を示します。

①合流式下水道地域のめっき工場において、工程の一部を変更し、使用する有害物質を追加する場合

[46 ページから 54 ページまで]

様式第1 (第3条関係) (表面)

特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用、変更)届出書

●年 ●月 ●日

東京都知事 殿

東京都○○区○○町○○丁目○番○号  
 ○○工業株式会社  
 届出者 代表取締役 首都花子  
 郵便番号(▲▲▲-▲▲▲▲) 電話番号(▲▲-▲▲▲▲-▲▲▲▲)  
 (氏名又は名称及び住所ならびに法人にあってはその代表者の氏名)

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項(第6条第1項又は第2項、第7条)の規定により、特定施設(有害物質貯蔵指定施設)について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	○○工業株式会社 ○○工場		
工場又は事業場の所在地	○○市○○町○○丁目○番○号		
第5条第1項関係	特定施設の種類		※整理番号
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
	△特定施設の構造	別紙2のとおり。	※受理年月日
	△特定施設の設備 (有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。	
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※施設番号
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。	
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。	※審査結果
△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。		
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類		
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。	
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。	
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。	
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。	
第5条第3項関係	有害物質使用特定施設 又は 有害物質貯蔵指定施設の別	<input checked="" type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設	※備考
	△有害物質使用特定施設 又は 有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。	
	△有害物質使用特定施設 又は 有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。	
	△有害物質使用特定施設 又は 有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。	
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。	

該当する事項以外は二重線で消す。

【届出者が法人の場合】  
 名称・本社住所及び代表者職氏名を記入する。  
 【届出者が個人の場合】  
 事業主の住所・氏名を記入する。

特定施設を変更しようとする工場・事業場名及び住所を記入する。

届出内容に該当する部分を○で囲む。

様式第1 (裏面)

- 備考 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称(指定地域特定施設にあつては、名称)を記載してください。
- 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入してください。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出は要しません。
- 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入してください。
- 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用してください。
- 5 ※印の欄には、記載しないでください。
- 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けてください。
- 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
- 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4としてください。

主要製品の名称を記入する。  
年間当たりの工業出荷額(予定額等)を記入する。

届出に係る事業場の従業員のみ  
(本社、他の工場等を含めない。)

参考

主要製品の名称・生産額及び出荷額	資本金	〇〇〇万円	敷地面積	1,800 m <sup>2</sup>
ねじ等 機械部品 〇億円/年	従業員数	20人	作業場面積	1,600 m <sup>2</sup>
	業種	電気めっき業	現在の地での 操業年月日	×年×月×日
	用途地域	工業地域	操業時間	9時～17時 (8時間)
	公害防止担当部課及び担当者	製造部 環境課 ▲▲グループ ○○ ○○ 電話( 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 ) Eメール( 〇〇▲▲@tokyo.todakeds.co.jp )		

この部分は必ず記入する。

本社ではなく、事業場の担当者を記入する。

別紙12

有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の構造

工場又は事業場 における施設番号	No.1 電気めっきライン (66 電気めっき施設)	No.2 無電解〇〇めっき槽 (65 酸・アルカリ表面処理施設)
有害物質使用特定施設又は 有害物質貯蔵指定施設の別	<input checked="" type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 貯蔵	<input checked="" type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 貯蔵
型 式	連続式(手動) (□□□社製 BC-1)	浸漬式 (△△△社製 A-1)
構 造	鉄製 (内側を耐酸コーティング) (添付第■-1図参照)	鉄製 (内側を耐酸コーティング) (添付第■-2図参照)
主 要 寸 法	添付第■-1図参照	槽寸法 1,000×1,200×1,500(H)mm
能 力	ねじ 3000個/日	ねじ 300個/日
配 置	めっき工場棟 本棟 (添付第2-1図参照)	めっき工場棟 別棟 (添付第2-2図参照)
床面及び周囲	床面:コンクリート製100mm厚 FRP被覆 周 囲:勾配付排水溝	床面:コンクリート製100mm厚 フラン樹脂被覆 周 囲:防液堤(容量4m <sup>3</sup> )
設 置 年 月 日		
工事着手予定年月日	○年 ○月 ○日	○年 ○月 ○日
工事完成予定年月日	○年 ○月 ○日	○年 ○月 ○日
使用開始予定年月日	○年 ○月 ○日	○年 ○月 ○日
その他参考 となるべき事項	クロムめっきを導入する	※今回変更なし

記入上の留意点については設置届の記入例別紙 12 (28 ページ) を参照

部分的に構造等を変更する場合は、変更部分が分かるように備考欄に変更箇所を記載する。

備考1 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置について図面を利用して記載してください。(添付第( ) 図のとおり)

合流式下水道地域のめっき工場において、工程の一部を変更し、使用する有害物質を追加される場合の例です。変更する内容によって添付する「別紙」は変わります。詳細は 55 ページを参照してください。

別紙 13

有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の設備

記入上の留意点については設置届の記入例別紙 13 (29 ページ) を参照

工場又は事業場における施設番号	No. 1	No. 2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input checked="" type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 貯蔵	<input checked="" type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> 貯蔵
設備	排水溝 排水管	ためます 検知装置(添付第◆図参照)
構造	排水溝:コンクリート製50mm厚 (FRP被覆) 排水管:塩ビ二重配管	ためます:コンクリート製50mm厚 (検知装置付き)
主要寸法	酸・アルカリ系、シアン系 排水溝:幅300mm×深300mm×10m 排水管:直径150mm  クロム系(今回設置) 排水溝:幅300mm×深250mm×3m 排水管:直径150mm	ためます:500×500×400(H)mm
配置	めっき工場棟 本棟 (添付第2-1図参照)	めっき工場棟 別棟 (添付第2-2図参照)
設置年月日		
工事着手予定年月日	○年 ○月 ○日	○年 ○月 ○日
工事完成予定年月日	○年 ○月 ○日	○年 ○月 ○日
使用開始予定年月日	○年 ○月 ○日	○年 ○月 ○日
その他参考となるべき事項	・クロムめっきの導入により、クロム排水の排水管及びクロム系排水処理施設を設置	※今回変更なし

変更部分分かるように変更部分を囲うなどする。

部分的に構造等を変更する場合は、変更部分分かるように備考欄に変更箇所を記載する。

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置について(添付第( )図のとおり)を利用して記載してください。

参考

点検内容・頻度等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設及び床面等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・溶液の水位記録(毎日)</li> <li>・施設周り損傷等、床面の濡れ等漏洩の有無(年1回以上)</li> </ul> </li> <li>●附帯する設備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・検知装置試運転(年1回以上)</li> <li>・ためます内部のひび割れ等(年1回以上)</li> </ul> </li> <li>●使用の方法に関する事項                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理要領等の確認(年1回以上)</li> </ul> </li> </ul>
----------	---

合流式下水道地域のめっき工場において、工程の一部を変更し、使用する有害物質を追加される場合の例です。変更する内容によって添付する「別紙」は変わります。詳細は 55 ページを参照してください。



用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）	別添図面一覧(例) 参考 変更概要 1図 全体図(給排水経路含む) ※記入例では省略 2-1図 本棟配置図(変更前・変更後) ※記入例では変更後のみを掲載 2-2図 別棟配置図 ※記入例では省略 ▲図 操業の系統図(変更前・変更後) ■-1図 特定施設の構造 ※記入例では省略 ■-2図 特定施設の構造 ※記入例では省略 □図 排水処理系統図 ※記入例では省略 ◇図 排水処理施設構造図 ※記入例では省略		
	用途別	用途	使用水
	工程水	水道水	12
	生活用水	水道水	4
合計			16

変更に係る資料については必ず添付する。必要に応じて、変更前と変更後それぞれの図面等を添付する。

記入上の留意点については設置届の記入例別紙15(31ページ)を参照

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないでください。

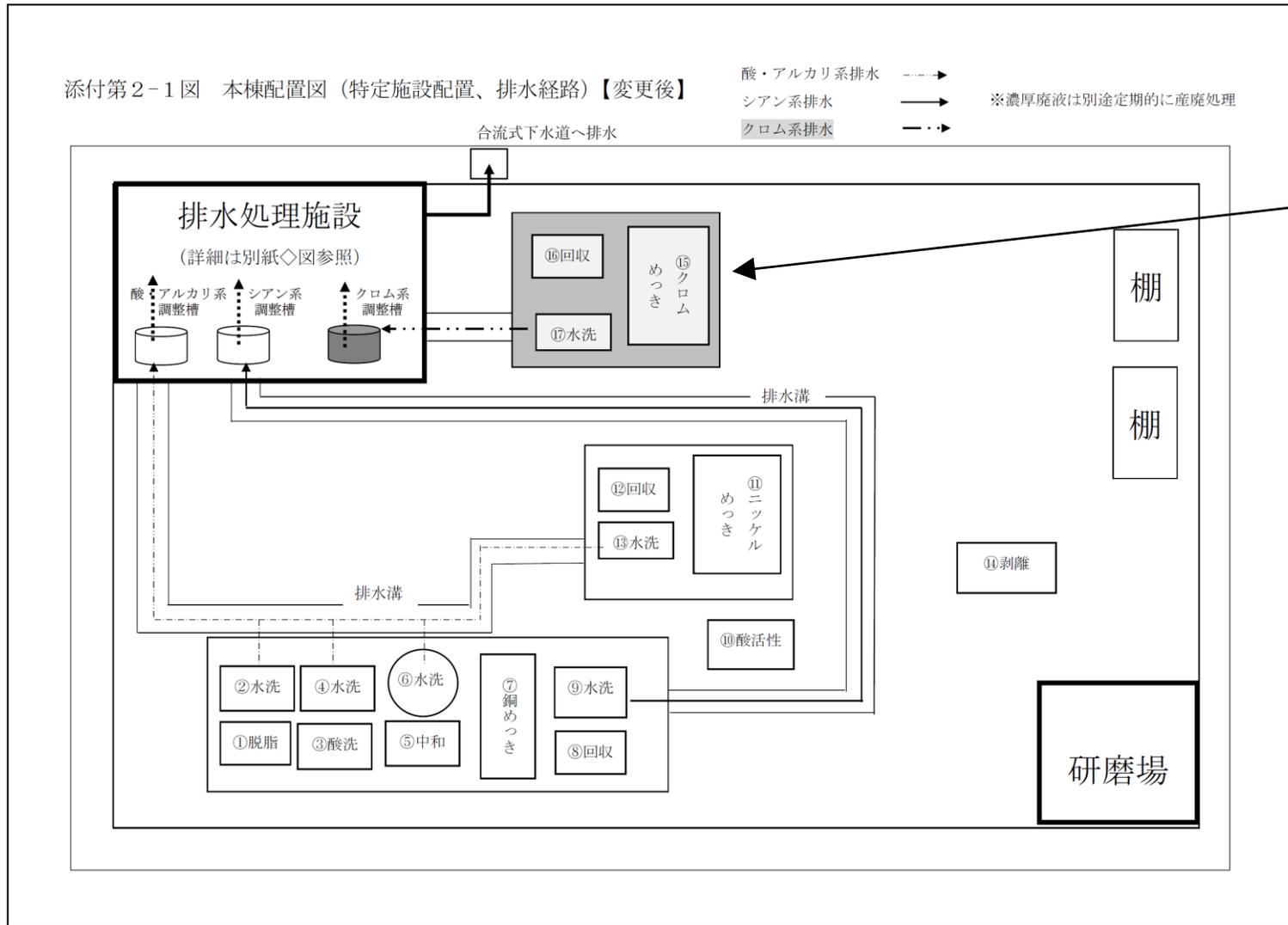
合流式下水道地域のめっき工場において、工程の一部を変更し、使用する有害物質を追加される場合の例です。変更する内容によって添付する「別紙」は変わります。詳細は55ページを参照してください。

変更概要	
変更事項	
クロムめっきの導入 ・No. 1 電気めっきラインにクロムめっきを導入 ・クロムめっきの導入により、クロム排液の排水管及びクロム系排水処理施設を設置 ・クロムめっきの導入により、使用する有害物質に六価クロムを追加	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">             今回の変更事項及び変更理由を簡潔に記載する。           </div>
変更理由	
No. 1 電気めっきラインの更新のため	

変更部分が多いもしくは複雑な場合については、必要に応じて変更事項をまとめた資料を添付する。

合流式下水道地域のめっき工場において、工程の一部を変更し、使用する有害物質を追加される場合の例です。変更する内容によって添付する「別紙」は変わります。詳細は55ページを参照してください。

この図面は別紙 12、別紙 13、別紙 14 の添付資料の例です。既存の図面を活用し、不足する箇所を追記して作成した図面でも構いません。

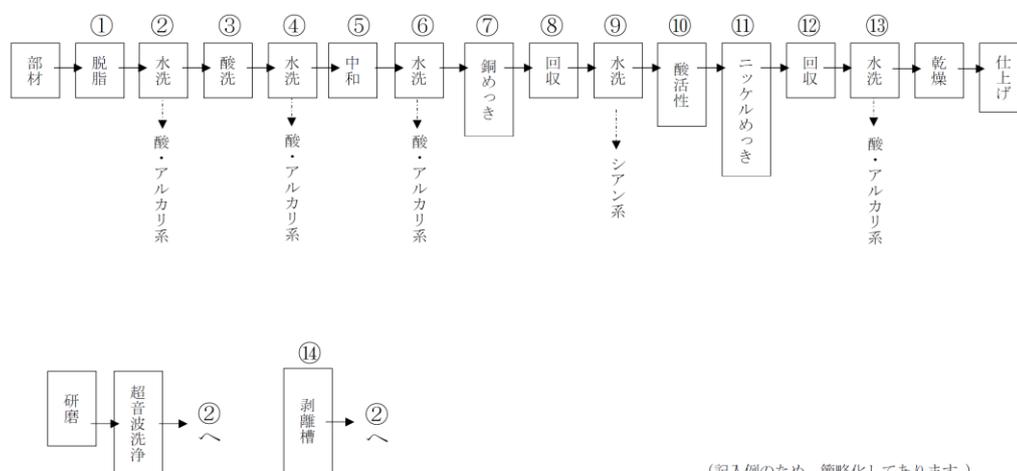


変更部分ができるように、変更部分に色をつけるなどする。

合流式下水道地域のめっき工場において、工程の一部を変更し、使用する有害物質を追加される場合の例です。変更する内容によって添付する「別紙」は変わります。詳細は 55 ページを参照してください。

添付第▲図 操業の系統

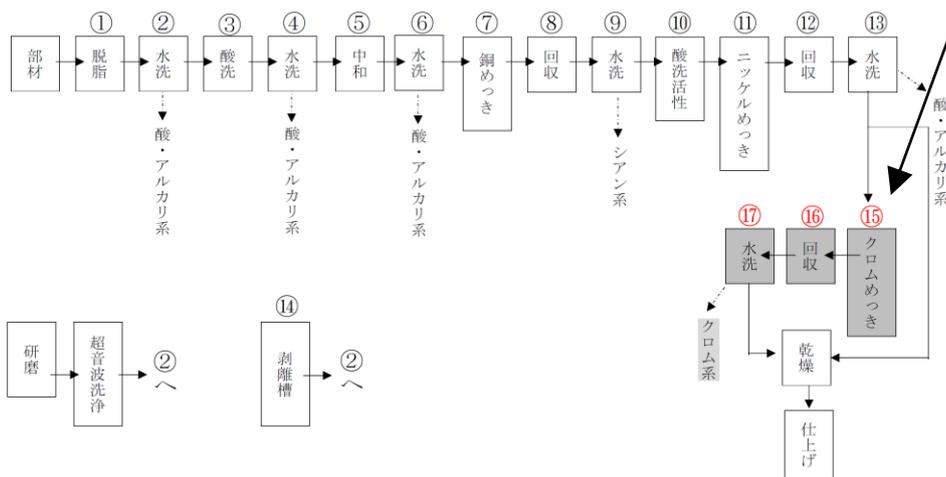
<電気めっき工程> 【変更前】



(記入例のため、簡略化してあります。)

添付第▲図 操業の系統

<電気めっき工程> 【変更後】 クロムめっきのラインを追加



(記入例のため、簡略化してあります。)

この図面は、別紙 14 の添付資料の例です。

既存の図面を活用し、不足する箇所を追記して作成した図面でも構いません。

合流式下水道地域のめっき工場において、工程の一部を変更し、使用する有害物質を追加される場合の例です。変更する内容によって添付する「別紙」は変わります。詳細は 55 ページを参照してください。

## ②よくある変更の事例

特定施設に係る、よくある変更の事例を示します。様式1及び各変更の内容に応じた、次に示す別紙を提出してください（他に書類が必要になる場合もあります。）。

貯蔵施設については、別途お問い合わせください。

変更内容	様式1に加えて提出が必要な別紙		備考
	分流式下水道地域の事業場 公共用水域に排水する事業場	合流式下水道のみに水を放流する事業場	
公共用水域に流していた汚水を下水道に放流する <sup>*1</sup>	別紙4、別紙6 <sup>*2</sup> (別紙3 <sup>*3</sup> ) 有害 +別紙1の2 <sup>*4</sup>		*1 特定施設が浄化槽のみで、汚水を下水道放流に変更する場合は、変更届は不要です。廃止届を提出してください。
敷地内で特定施設を移設する	別紙1 <sup>*5</sup> 有害 +別紙1の2 <sup>*4</sup>	別紙12 <sup>*5</sup> (別紙13 <sup>*4</sup> )	*2 給排水の系統が明示された事業場の平面図を添付してください。 *3 排水処理施設の変更を伴う場合は、提出してください。
特定施設で使用する原材料等を変更する	別紙2 (別紙3 <sup>*3</sup> 、別紙4 <sup>*6</sup> ) 有害 +別紙1の2 <sup>*4</sup>	別紙14 <sup>*7</sup> (別紙13 <sup>*4</sup> )	*4 有害物質使用特定施設の設備の変更を伴う場合は、提出してください。 *5 移設前後の特定施設の配置図を添付してください。
排水処理施設を変更する	別紙3	変更届は不要です	*6 排出水の汚染状態の変更を伴う場合は、提出してください。
排水量を変更する	別紙4、別紙6 <sup>*2</sup>	変更届は不要です	*7 特定施設で有害物質の使用をやめる場合は、変更届は不要です。廃止届を提出してください。
排水系統を変更する	別紙6 有害 +別紙1の2 <sup>*4</sup>	別紙13、別紙15	
特定施設全体を更新する	変更届の提出は不要です。 廃止届及び設置届を提出してください。		

有害 有害物質使用特定施設に係る変更の場合、上段の書類に加えて提出が必要な書類があります。

### (3) 氏名等変更届出書

記入例に従って様式第5に記入してください。

次の内容が変更された時は、氏名等変更届が必要です。

- ・ 氏名（法人にあっては代表者の氏名）
- ・ 名称（届け出ている会社等の名称、工場又は事業場の名称）
- ・ 住所（届出者の住所）
- ・ 所在地（工場又は事業場の所在地）

放流先	<b>共通</b>
施設種類	
有害物質の使用	

様式第5 (第7条関係)

## 氏 名 等 変 更 届 出 書

●年 ●月 ●日

東京都知事 殿

東京都○○区○○町○丁目○番○号  
○○工業株式会社  
届出者 代表取締役 東京太郎  
郵便番号(▲▲▲-▲▲▲▲) 電話番号(▲▲-▲▲▲▲-▲▲▲▲)  
(氏名又は名称及び住所ならびに法人にあってはその代表者の氏名)

氏名(名称、住所、所在地)が変更があったので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	××区××町×丁目×番×号 代表取締役 首都 花子	※整理番号	
	変更後	○○区○○町○丁目○番○号 代表取締役 東京 太郎	※受理年月日	年 月 日
変更年月日		●年 ●月 ●日	※施設番号	
変更の理由		本社移転及び代表者の交代	※備考	

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

参考

工場又は事業場の名称	○○工業株式会社 ▲▲▲工場
工場又は事業場の所在地	△△区△△町△丁目△番△号

【届出者が法人の場合】  
名称・本社住所及び代表者職氏名を記入する。

【届出者が個人の場合】  
事業主の住所・氏名を記入する。

該当する部分以外は二重線で消す。

変更があった内容について、変更前と変更後を記入する。

変更の生じた年月日を記入する。

変更の生じた理由を簡単に記入する。

届出をしている工場又は事業場の名称と所在地を記入する。

#### (4) 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届出書

記入例に従って様式第6に記入してください。

次の場合、廃止届が必要です。

- ・ 工場又は事業場の特定施設等を1つ以上廃止したとき。（引き続き、事業を継続する場合を含む。）
- ・ 建替えなどで全ての特定施設等を廃止したとき。
- ・ 事業場自体を廃止したとき。

特定施設の廃止に伴い、水量及び排水系統などを変更する場合は廃止届に加えて、変更届も必要です。

放流先	<b>共通</b>
施設種類	
有害物質の使用	

様式第6（第7条関係）

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届出書

●年 ●月 ●日

東京都知事 殿

東京都○○区○○町○丁目○番○号  
 有限会社○○鍍金  
 届出者 社長 首都花子  
 郵便番号(▲▲▲-▲▲▲▲) 電話番号(▲▲-▲▲▲▲-▲▲▲▲)  
 (氏名又は名称及び住所ならびに法人にあってはその代表者の氏名)

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用を廃止したので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	有限会社○○鍍金 ▲▲▲工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	▲▲区▲▲町▲丁目▲番▲号	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類	66	※施設番号	
特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所	別紙のとおり		
使用廃止の年月日	○年 ○月 ○日	※備考	
使用廃止の理由	工場閉鎖のため		

備考 1 水質汚濁防止法第5条第4項の規定による届出のあつた施設の使用廃止の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。  
 2 ※印の欄には、記載しないこと。  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

【届出者が法人の場合】  
名称・本社住所及び代表者職氏名を記入する。

【届出者が個人の場合】  
事業主の住所・氏名を記入する。

該当する部分以外は二重線で消す。

特定施設等を廃止した工場又は事業場名を記入する。

廃止した施設の政令別表第1の特定施設の番号（63～69 ページ参照）を記入する。なお、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る届出の場合は、設置届時に記載した施設名を記入する。

使用廃止の理由を簡単に記入する。

施設を廃止した年月日を記入する。

設置届のときに添付した図に特定施設等の設置場所を記入する。

**(5) 承継届出書**

記入例に従って様式第7に記入してください。

特定施設を譲り受け、前届出者の地位を承継した者が届出者となります。

放流先	<b>共通</b>
施設種類	
有害物質の使用	

様式第7(第8条関係)

### 承 継 届 出 書

●年 ●月 ●日

東京都知事 殿

東京都○○区○○町○○丁目○番○号  
 ○○工業株式会社  
 届出者 代表取締役 東京太郎  
 郵便番号(▲▲▲-▲▲▲) 電話番号(▲▲-▲▲▲▲-▲▲▲▲)  
 (氏名又は名称及び住所ならびに法人にあってはその代表者の氏名)

特定施設(有害物質貯蔵指定施設)に係る届出者の地位を承継したので、水質汚濁防止法第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	○○工業株式会社 ○○工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	○○区○○町○○丁目○番○号	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類	63ホ、66	※施設番号	
特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所	別紙のとおり		
承継の年月日	●年 ●月 ●日		
被承継者	氏名又は名称	※備考	
	住所		
承継の原因	譲渡のため		

備考 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあつた施設の承継の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。  
 2 ※印の欄には、記載しないこと。  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

参考

被承継工場又は事業場の名称
△△△株式会社 △△△工場

【届出者が法人の場合】  
名称・本社住所及び代表者職氏名を記入する。  
【届出者が個人の場合】  
事業主の住所・氏名を記入する。

該当する部分以外は二重線で消す。

承継後の工場又は事業場名や住所を記入する。

承継した施設の政令別表第1の特定施設の番号(63~69ページ参照)を記入する。なお、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る届出の場合、設置届時に記載した施設名を記入する。

特定施設等の設置場所を記入する。必要に応じて別図等で図示する。

承継した日を記入する。

承継前の届出者の氏名及び名称、住所を記入する。

承継前の工場又は事業場名を記入する。

承継の原因を簡単に記入する。  
(例) 譲渡のため、合併のため等

## (6) 委任状

法人の場合は代表者以外の方に届出を委任することができます。ただし、委任はあくまで届出手続に関する委任であり、法的責任は代表者にあります。

法人の代表者が代理の方に委任して届出を行うときには、委任状を届出書類に添付してください。

一度委任状を添付した届出をすれば、代表者又は委任された代理人に変更がない限りは、前回の委任状の写を添付することにより、代理人が届け出ることが可能です。ただし、代表者、委任された代理人どちらか片方でも変更になったときは、新たな委任状を添付して届け出てください。

放流先	<b>共通</b>
施設種類	
有害物質の使用	

### 委任状の例及び記入例

委任状

私は、〇〇工場長 東京太郎 を代理人として、次の権限を委任する。

水質汚濁防止法に関するすべての届出手続き

●年 ●月 ●日

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
 〇〇工業株式会社  
 届出者 代表取締役 首都花子  
 郵便番号(▲▲▲-▲▲▲▲) 電話番号(▲▲-▲▲▲▲-▲▲▲▲)

委任状には、代表者の住所、名称、代表者名を記入する。

下記の例は特定施設設置届出書（法第5条）のものですが、他の届出も同様です。

様式第1（第3条関係）（表面）

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書

●年 ●月 ●日

東京都知事 殿

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
 〇〇工業株式会社  
 代表取締役 首都花子

東京都〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
 〇〇工業株式会社 〇〇工場  
 届出者 〇〇工場長 東京太郎  
 郵便番号(▲▲▲-▲▲▲▲) 電話番号(▲▲-▲▲▲▲-▲▲▲▲)  
 (氏名又は名称及び住所ならびに法人にあってはその代表者の氏名)

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第9項（第6条第1項又は第2項、第7条）の規定により、特定施設（有害物質貯蔵指定施設）について、次のおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇工業株式会社 〇〇工場			
工場又は事業場の所在地	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号			
第5条第1項	特定施設の種類	65, 66	※整理番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※受理年月日	年 月 日
	△特定施設の設備 (有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。		

届出者欄は2段書きで記入する。  
 上段 代表者  
 下段 代理人

代理人の住所、名称、氏名を記入する。



### 第3 総量規制の概要

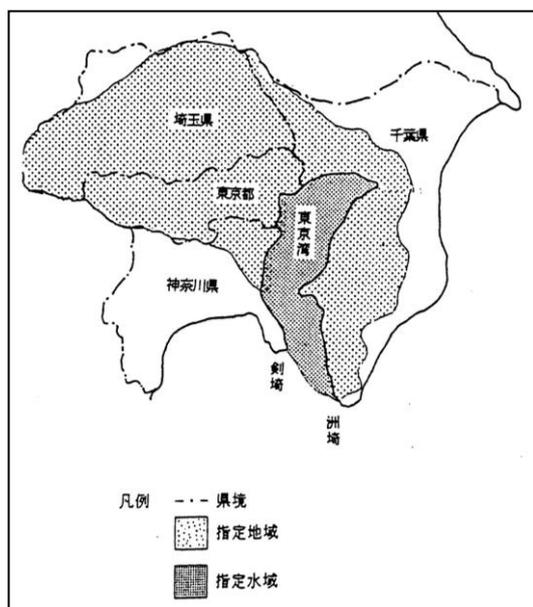
#### 1 目的（法第4条、第4条の2、第4条の3、第4条の4、第4条の5）

産業や人口の集中等によって多量の産業排水や生活排水が流入する広域の閉鎖性水域では、汚濁物質が滞留しやすいことなどにより、水質環境基準の確保が困難な状況にあります。このような水域の水質汚濁を防止するためには、特定事業場から排出される排水の濃度を排水基準に適合させることに加えて、水域へ流入する汚濁負荷量を一定量以下に規制する必要があり、水質総量削減制度が導入されています。

#### 2 対象事業場

対象事業場は、指定地域内にあり、公共用水域への日平均排水量が $50 \text{ m}^3$ 以上の特定事業場（指定地域内事業場）です。

なお、指定地域とは水質汚濁防止法施行令別表第2第1号ハに掲げる区域をいい、東京都における指定地域は、町田市の一部（境川流域）と島しょを除く東京都全域です。



町田市の一部（境川流域）\*及び島しょを除く  
東京都全域

\* 町田市 境川流域の区域詳細は、別冊「届出のし  
おり（総量規制編）」を御覧ください。

東京都における指定地域

東京湾に係る対象地域（指定地域）

#### 3 総量規制の対象項目

次の3項目です。

- ① 化学的酸素要求量（COD）
- ② 窒素含有量（T-N）
- ③ りん含有量（T-P）

## 4 総量規制基準

総量規制基準は、指定地域内事業場から公共用水域に排出される排出水の汚濁負荷量 (kg/日) の許容限度として定められた基準です。指定地域内事業場から排出される排出水のうち、特定排水\*が総量規制基準の対象となります。特定施設の設置時期又は増設時期、業種などにより基準が異なります。詳細は、別冊「届出のしおり (総量規制編)」を御覧ください。

\* 特定排水とは … 特定事業場から公共用水域に排出される水のうち、雨水、冷却用水等汚濁負荷量が増加しない用途で使用された水を除いた事業活動その他の人の活動に使用された水のことをいいます。

## 5 汚濁負荷量の測定・記録の義務

指定地域内事業場は、特定排水の汚濁負荷量を環境省令で定める測定手法及び測定頻度により測定し、その結果を記録して3年間保存しなければなりません。

測定手法及び測定頻度は、日平均排水量の規模及びその他の事情等に応じて定められています。測定頻度は次表に掲げるとおりです (法施行規則第9条の2)。詳細は、別冊「届出のしおり (総量規制編)」を御覧ください。

日平均排水量	汚濁負荷量の測定頻度
400m <sup>3</sup> /日以上	排水の期間中毎日
200m <sup>3</sup> /日以上 400m <sup>3</sup> /日未満	7日を超えない排水の期間ごとに1回以上
100m <sup>3</sup> /日以上 200m <sup>3</sup> /日未満	14日を超えない排水の期間ごとに1回以上
50m <sup>3</sup> /日以上 100m <sup>3</sup> /日未満	30日を超えない排水の期間ごとに1回以上

## 6 汚濁負荷量測定結果の報告

都では、法第22条に基づき、所定の様式で汚濁負荷量測定結果の報告を求めています。詳細は別冊「届出のしおり (総量規制編)」を御覧ください。

資料1 特定施設一覧

水質汚濁防止法施行令第1条 別表第1

番号	名 称	番号	名 称
1	<p>鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 選鉱施設</p> <p>ロ 選炭施設</p> <p>ハ 坑水中和沈でん施設</p> <p>ニ 掘削用の泥水分離施設</p>	7	<p>砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）</p> <p>ハ ろ過施設</p> <p>ニ 分離施設</p> <p>ホ 精製施設</p>
1の2	<p>畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（S47.10.1施行）</p> <p>イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p> <p>ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p> <p>ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p>	8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
2	<p>畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）</p> <p>ハ 湯煮施設</p>	9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
3	<p>水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 水産動物原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設</p> <p>ハ 脱水施設</p> <p>ニ ろ過施設</p> <p>ホ 湯煮施設</p>	10	<p>飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）</p> <p>ハ 搾汁施設</p> <p>ニ ろ過施設</p> <p>ホ 湯煮施設</p> <p>ヘ 蒸留施設</p>
4	<p>野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設</p> <p>ハ 圧搾施設</p> <p>ニ 湯煮施設</p>	11	<p>動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設</p> <p>ハ 圧搾施設</p> <p>ニ 真空濃縮施設</p> <p>ホ 水洗式脱臭施設</p>
5	<p>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供するものであって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設</p> <p>ハ 湯煮施設</p> <p>ニ 濃縮施設</p> <p>ホ 精製施設</p> <p>ヘ ろ過施設</p>	12	<p>動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設</p> <p>ハ 圧搾施設</p> <p>ニ 分離施設</p>
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	13	<p>イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設</p> <p>ハ 分離施設</p>
		14	<p>でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料浸せき施設</p> <p>ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）</p> <p>ハ 分離施設</p> <p>ニ 渋だめ及びこれに類する施設</p>
		15	<p>ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ ろ過施設</p> <p>ハ 精製施設</p>

番号	名 称	番号	名 称
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設		ロ 湿式バーカー
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設		ハ 碎木機
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設		ニ 蒸解施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（S57.1.1 施行）		ホ 蒸解廃液濃縮施設
	イ 原料処理施設		ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設
	ロ 湯煮施設		ト 漂白施設
	ハ 洗浄施設		チ 抄紙施設（抄造施設を含む。）
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（S57.1.1 施行）	23の2	リ セロハン製膜施設
	イ 水洗式脱臭施設		ヌ 湿式繊維板成型施設
	ロ 洗浄施設		ル 廃ガス洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（S57.1.1 施行）
	イ まゆ湯煮施設		イ 自動式フィルム現像洗浄施設
	ロ 副蚕処理施設	24	ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
	ハ 原料浸せき施設		化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	ニ 精錬機及び精錬そう		イ ろ過施設
	ホ シルケット機		ロ 分離施設
	ヘ 漂白機及び漂白そう		ハ 水洗式破碎施設
	ト 染色施設		ニ 廃ガス洗浄施設
	チ 薬液浸透施設		ホ 湿式集じん施設
	リ のり抜き施設（S49.12.1 施行）	25	（H29.8.16 削除）
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 洗毛施設		イ 洗浄施設
	ロ 洗化炭施設		ロ ろ過施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
	イ 湿式紡糸施設		ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設
	ロ リンター又は未精錬繊維の薬液処理施設		ホ 廃ガス洗浄施設
	ハ 原料回収施設	27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー（S57.1.1 施行）		イ ろ過施設
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設（S57.1.1 施行）		ロ 遠心分離機
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（S57.1.1 施行）		ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設
	イ 湿式バーカー		ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設
	ロ 接着機洗浄施設		ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設
	イ 湿式バーカー		ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設
	ロ 薬液浸透施設		チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設
	イ 原料浸せき施設		ヌ 廃ガス洗浄施設
			ル 湿式集じん施設

番号	名 称	番号	名 称
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設	34	チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設 合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分離施設	35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設	36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設	37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガスの中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設		ハ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離機 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設		

番号	名 称	番号	名 称
	ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設	47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設		イ 動物原料処理施設
	ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器		ロ ろ過施設
	カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設		ハ 分離施設
	ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設		ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）
	タ 廃ガス洗浄施設		ホ 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
	イ 原料精製施設	49	農薬製造業の用に供する混合施設
	ロ 塩析施設	50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するもの限り、洗浄装置を有しないものを除く。）（H24. 5. 25 施行）	51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		イ 脱塩施設
	イ 脱酸施設		ロ 原油常圧蒸留施設
	ロ 脱臭施設		ハ 脱硫施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設		ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		ホ 潤滑油洗浄施設
	イ 洗浄施設	51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、再生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加流施設（S57. 1. 1 施行）
	ロ 抽出施設	51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設（S57. 1. 1 施行）
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 原料処理施設		イ 洗浄施設
	ロ 石灰づけ施設		ロ 石灰づけ施設
	ハ 洗浄施設		ハ タンニンづけ施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設		ニ クロム浴施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		ホ 染色施設
	イ 原料処理施設	53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	ロ 脱水施設		イ 研摩洗浄施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設		ロ 廃ガス洗浄施設
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 水洗施設		イ 抄造施設
	ロ ろ過施設		ロ 成型機
	ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設		ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
	ニ 廃ガス洗浄施設	55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
		56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
		57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設

番号	名 称	番号	名 称
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設		たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（S51.6.1 施行） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
59	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設	65 66 66の2	酸又はアルカリによる表面処理施設 電気めっき施設 エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）（H24.5.25 施行）
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	66の3	旅館業（旅館業法第2条第1項に規定するもの（住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの（S49.12.1 施行） （R2.12.19 改定） イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設	66の4	共同調理場（学校給食法第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（S63.10.1 施行）
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設	66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（S63.10.1 施行）
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設	66の6	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（S63.10.1 施行）
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設（S57.1.1 施行）	66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（S63.10.1 施行）
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設（H13.7.1 施行）	66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（S63.10.1 施行）
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）	67 68	洗濯業の用に供する洗浄施設 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
64の2	水道施設（水道法第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当	68の2	病院（医療法第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が

番号	名 称	番号	名 称
69	300 以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの（S54.5.10 施行） イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設	71 の 3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定するもの（注 2）をいう。）である焼却施設（S54.5.10 施行）
	69 の 2 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 卸売市場（卸売市場法第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1,000 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） （R2.6.21 改定） イ 卸売場 ロ 仲卸売場	71 の 4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設（注 3）であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第 14 条第 4 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 4 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの（S57.1.1 施行） ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設（注 4）（H10.6.17 施行）
70	70 の 2 廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号に規定するものをいう。） 自動車特定整備事業（道路運送車両法第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が 800 平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）（S57.1.1 施行）（R2.4.1 改定）	71 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）（H3.10.1 施行）（ジクロロメタンは H12.3.1 施行）
71	71 の 2 自動式車両洗浄施設 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるもの（注 1）に設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの（S49.12.1 施行） イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設	71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）（H3.10.1 施行）（ジクロロメタンは H12.3.1 施行）
		72	し尿処理施設（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。）
		73	下水道終末処理施設
		74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前 2 号に掲げるものを除く。）

注 1 環境省令で定める事業場は次に掲げる事業場とする。

- 1 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
- 2 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
- 3 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前 2 号に該当するものを除く。）
- 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、専修学校、各種学校、高等専門学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
- 5 保健所
- 6 検疫所
- 7 動物検疫所
- 8 植物検疫所

- 9 家畜保健衛生所
- 10 検査業に属する事業場
- 11 商品検査業に属する事業場
- 12 臨床検査業に属する事業場
- 13 犯罪鑑識施設

注2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の政令で定めるごみ処理施設は、1日当たりの処理能力が5トン以上（焼却施設にあつては、1時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2m<sup>2</sup>以上）のごみ処理施設とする。（規模要件については、H9.12.1改正）

注3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号の産業廃棄物処理施設は、次のとおりとする。（第3号、第5号又は第8号に掲げるものにあつては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）（焼却施設の規模要件については、H9.12.1改正）

1号 汚泥の脱水施設であつて、1日当たりの処理能力10m<sup>3</sup>を超えるもの。

3号 汚泥（ポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 1日当たりの処理能力が5m<sup>3</sup>を超えるもの

ロ 1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの

ハ 火格子面積が2m<sup>2</sup>以上のもの

4号 廃油の油水分離施設であつて、1日当たりの処理能力が10m<sup>3</sup>を超えるもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。）

5号 廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。）

イ 1日当たりの処理能力が1m<sup>3</sup>を超えるもの

ロ 1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの

ハ 火格子面積が2m<sup>2</sup>以上のもの

6号 廃酸又は廃アルカリの中和施設であつて、1日当たりの処理能力が50m<sup>3</sup>を超えるもの

8号 廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 1日当たりの処理能力が100kgを超えるもの

ロ 火格子面積が2m<sup>2</sup>以上のもの

11号 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設

注4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる産業廃棄物処理施設（第12号に掲げるものにあつては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）は次のとおりとする。

12号 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設

12号の2 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設

13号 ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設

指定地域特定施設（施行令第3条の2）（H3.4.1施行）（※）

建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽

※ 法第4条の2第1項に規定する指定地域に設置されるものをいう。

## 資料2 有害物質一覧

### 水質汚濁防止法施行令第2条

番号	有害物質名称	法施行年月日
1	カドミウム及びその化合物	S46.6.24
2	シアン化合物	S46.6.24
3	有機 <sup>リン</sup> 化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）	S46.6.24
4	鉛及びその化合物	S46.6.24
5	六価クロム化合物	S46.6.24
6	砒 <sup>ヒ</sup> 素及びその化合物	S46.6.24
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	S46.6.24
8	ポリ塩化ビフェニル	S50.3.1
9	トリクロロエチレン	H1.10.1
10	テトラクロロエチレン	H1.10.1
11	ジクロロメタン	H6.2.1
12	四塩化炭素	H6.2.1
13	1,2-ジクロロエタン	H6.2.1
14	1,1-ジクロロエチレン	H6.2.1
15	1,2-ジクロロエチレン（cis-1,2-ジクロロエチレンはH6.2.1より指定）	H24.5.25
16	1,1,1-トリクロロエタン	H6.2.1
17	1,1,2-トリクロロエタン	H6.2.1
18	1,3-ジクロロプロペン	H6.2.1
19	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）	H6.2.1
20	2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（別名シマジン）	H6.2.1
21	s-(4-クロロベンジル)=N,N-ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）	H6.2.1
22	ベンゼン	H6.2.1
23	セレン及びその化合物	H6.2.1
24	ほう素及びその化合物	H13.7.1
25	ふっ素及びその化合物	H13.7.1
26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	H13.7.1
27	塩化ビニルモノマー	H24.5.25
28	1,4-ジオキサン	H24.5.25

### 資料3 指定物質一覧

水質汚濁防止法施行令第3条の3

番号	物質名	法施行年月日
1	ホルムアルデヒド	H23.4.1
2	ヒドラジン	H23.4.1
3	ヒドロキシルアミン	H23.4.1
4	過酸化水素	H23.4.1
5	塩化水素	H23.4.1
6	水酸化ナトリウム	H23.4.1
7	アクリロニトリル	H23.4.1
8	水酸化カリウム	H23.4.1
9	アクリルアミド	H23.4.1
10	アクリル酸	H23.4.1
11	次亜塩素酸ナトリウム	H23.4.1
12	二硫化炭素	H23.4.1
13	酢酸エチル	H23.4.1
14	メチル-ターシャリ-ブチルエーテル (別名 MTBE)	H23.4.1
15	硫酸	H23.4.1
16	ホスゲン	H23.4.1
17	1,2-ジクロロプロパン	H23.4.1
18	クロルスルホン酸	H23.4.1
19	塩化チオニル	H23.4.1
20	クロロホルム	H23.4.1
21	硫酸ジメチル	H23.4.1
22	クロルピクリン	H23.4.1
23	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル (別名ジクロルボス又は DDVP)	H23.4.1
24	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト (別名オキシデプロホス又は ESP)	H23.4.1
25	トルエン	H23.4.1
26	エピクロロヒドリン	H23.4.1
27	スチレン	H23.4.1
28	キシレン	H23.4.1
29	パラ-ジクロロベンゼン	H23.4.1
30	N-メチルカルバミン酸 2-セカンダリ-ブチルフェニル (別名フェノブカルブ又は BPMC)	H23.4.1

番号	物質名	法施行年月日
31	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル) ベンズアミド (別名プロピザミド)	H23.4.1
32	テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又は TPN)	H23.4.1
33	チオリン酸 0,0-ジメチル-0-(3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名フェニトロチオン又は MEP)	H23.4.1
34	チオリン酸 S-ベンジル-0,0-ジイソプロピル (別名イプロベンホス又は IBP)	H23.4.1
35	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオラン)	H23.4.1
36	チオリン酸 0,0-ジエチル-0-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名ダイアジノン)	H23.4.1
37	チオリン酸 0,0-ジエチル-0-(5-フェニル-3-イソキサゾリル) (別名イソキサチオン)	H23.4.1
38	4-ニトロフェニル-2,4,6-トリクロロフェニルエーテル (別名クロルニトロフェン又は CNP)	H23.4.1
39	チオリン酸 0,0-ジエチル-0-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル) (別名クロルピリホス)	H23.4.1
40	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)	H23.4.1
41	エチル= (Z) -3- [N-ベンジル-N- [[メチル (1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル) アミノ] チオ] アミノ] プロピオナート (別名アラニカルブ)	H23.4.1
42	1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン (別名クロルデン)	H23.4.1
43	臭素	H23.4.1
44	アルミニウム及びその化合物	H23.4.1
45	ニッケル及びその化合物	H23.4.1
46	モリブデン及びその化合物	H23.4.1
47	アンチモン及びその化合物	H23.4.1
48	塩素酸及びその塩	H23.4.1
49	臭素酸及びその塩	H23.4.1
50	クロム及びその化合物 (六価クロム化合物を除く。)	H24.5.25
51	マンガン及びその化合物	H24.5.25
52	鉄及びその化合物	H24.5.25
53	銅及びその化合物	H24.5.25
54	亜鉛及びその化合物	H24.5.25
55	フェノール類及びその塩類	H24.5.25
56	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ [3.3.1.1 <sup>3,7</sup> .1] デカン (別名 ヘキサメチレンテトラミン)	H24.10.1

番号	物質名	法施行年月日
57	アニリン ※	R5.2.1
58	ペルフルオロオクタン酸（別名 PFOA）及びその塩 ※	R5.2.1
59	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名 PFOS）及びその塩 ※	R5.2.1
60	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 ※	R5.2.1

※ 令和5年2月1日施行の水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令により、PFOA 及び PFOS を含む4物質が指定物質に追加

#### 資料4 特定地下浸透水の有害物質による汚染状態の検定方法と検出下限値

水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法  
(平成元年環境庁告示第39号別表)

有害物質の種類	検定方法	検出下限(mg/L)
(1)カドミウム及びその化合物	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102-3 14.2, 14.3, 14.4, 14.5 *1	カドミウムとして 0.001
(2)シアン化合物	規格 K0102-2 9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い, 9.4, 9.5 若しくは 9.6 (ただし、蒸留操作は装置にて行わない。) の分析を行う方法 昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表一 (蒸留操作は装置にて行う。)	シアンとして 0.1
(3)有機リン化合物(パ <sup>ラ</sup> チオン、メチ <sup>ル</sup> パ <sup>ラ</sup> チオン、メチ <sup>ル</sup> ト <sup>ル</sup> チン及び EPN に限る。)	規格 K0102-4 7.2.1, 7.2.3	0.1
(4)鉛及びその化合物	規格 K0102-3 13.2, 13.3, 13.4, 13.5 *2	鉛として 0.005
(5)六価クロム化合物	規格 K0102-3 24.3.1 *3 24.3.2 *4	六価クロムとして 0.01
(6)砒素及びその化合物	規格 K0102-3 20.2, 20.3, 20.4, 20.5	砒素として 0.005
(7)水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2	水銀として 0.0005
(8)アルキル水銀化合物	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 1	アルキル水銀として 0.0005
(9)ポリ塩化ビフェニル	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4	0.0005
(10)トリクロロエチレン	規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	0.002
(11)テトラクロロエチレン	規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	0.0005
(12)ジクロロメタン	規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	0.002
(13)四塩化炭素	規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	0.0002
(14)1,2-ジクロロエタン	規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.3.2	0.0004
(15)1,1-ジクロロエチレン	規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	0.002
(16)1,2-ジクロロエチレン	シス体にあつては、規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2 トランス体にあつては、規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1	シス体として 0.004 トランス体として 0.004
(17)1,1,1-トリクロロエタン	規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	0.0005
(18)1,1,2-トリクロロエタン	規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1	0.0006
(19)1,3-ジクロロプロペン	規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1	0.0002
(20)チウラム	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5	0.0006
(21)シマジン	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 第 1, 第 2	0.0003
(22)チオベンカルブ	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 第 1, 第 2	0.002
(23)ベンゼン	規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	0.001
(24)セレン及びその化合物	規格 K0102-3 26.2, 26.3, 26.4	セレンとして 0.002
(25)ほう素及びその化合物	規格 K0102-3 5.2, 5.3, 5.5, 5.6	ほう素として 0.2
(26)ふっ素及びその化合物	規格 K0102-2 5.2, 5.3, 5.4*5 規格 K0102-2 5.2, 5.5*6 規格 K0102-2 5.2.2, 5.6	ふっ素として 0.2
(27)アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物 *7	アンモニア性窒素として 0.7
	亜硝酸化合物 *8	亜硝酸性窒素として 0.2
	硝酸化合物 *9	硝酸性窒素として 0.2

有害物質の種類	検定方法	検出下限(mg/L)
(28)塩化ビニルモノマー	平成9年3月環境庁告示第10号付表	0.0002
(29)1,4-ジオキサン	昭和46年12月環境庁告示第59号付表7	0.005

備考

- \*1 規格 K0102-3 14.2 に定める方法にあつては規格 K0102-3 4.2.4.2、4.2.4.3、4.2.4.5 に定める操作を、規格 K0102-3 14.4 に定める方法にあつては規格 K0102-3 4.2.4.4 又は 4.2.4.5 に定める操作を行うものとする。
- \*2 規格 K0102-3 の 13.2 に定める方法にあつては規格 K0102-3 4.2.4.2、4.2.4.3 又は 4.2.4.5 に定める操作を、規格 K0102-3 13.4 に定める方法にあつては規格 K0102-3 4.2.4.4、4.2.4.5 に定める操作を行うものとする。
- \*3 着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあつては、規格 K0102-3 24.3.3.4 の b)及び規格 K0102-3 24.2 (規格 K0102-3 24.2.2 は除く)に定める方法
- \*4 塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあつては、規格 K0170-7 の 7 の a)又は b) に定める操作を行うものとする。
- \*5 妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200mL に硫酸 10mL、りん酸 60mL 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250mL を混合し、水を加えて 1000mL としたものを用い、規格 K0170-6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。
- \*6 蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。
- \*7 アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては規格 K102-2 13.3、13.4、13.5、13.6 又は 13.7 に定める方法により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数 0.7766 を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法。ただし、13.4、13.5 又は 13.6 に定める方法により測定する場合において、蒸留操作を行うときは、規格 K0102-2 13.2.2 又は 13.2.4 に規定する方法とする。
- \*8 亜硝酸化合物にあつては規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法
- \*9 硝酸化合物にあつては規格 K0102-2 15.7 又は 15.8 に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法

## 資料5 罰則

水質汚濁防止法第 30 条から第 35 条まで

**第 30 条** 第 8 条、第 8 条の 2、第 13 条第 1 項若しくは第 3 項、第 13 条の 2 第 1 項、第 13 条の 3 第 1 項又は第 14 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

**第 31 条** 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 12 条第 1 項の規定に違反した者
- 二 第 14 条の 2 第 4 項又は第 18 条の規定による命令に違反した者

2 過失により、前項第 1 号の罪を犯した者は、3 月以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金に処する。

**第 32 条** 第 5 条又は第 7 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

**第 33 条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 6 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第 9 条第 1 項の規定に違反した者
- 三 第 14 条第 1 項、第 2 項又は第 5 項の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者
- 四 第 22 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

**第 34 条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

**第 35 条** 第 10 条、第 11 条第 3 項又は第 14 条第 3 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10 万円以下の過料に処する。

## 資料6 施行規則（点検及び使用の方法）

<p>(点検結果の記録及び保存)</p> <p>第九条の二の三 法第十四条第五項の規定による結果の記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 点検を行つた有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設</li> <li>二 点検年月日</li> <li>三 点検の方法及び結果</li> <li>四 点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名</li> <li>五 点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容</li> </ul> <p>2 前項の結果の記録は、点検の日から三年間保存しなければならない。</p> <p>3 法第十四条第五項の規定による点検によらず、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る異常等が確認された場合には、次に掲げる事項を記録し、これを三年間保存するよう努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 異常等が確認された有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設</li> <li>二 異常等を確認した年月日</li> <li>三 異常等の内容</li> <li>四 異常等を確認した者の氏名</li> <li>五 補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容</li> </ul>	
使用の方法に関する基準	定期点検の方法
<p>(使用の方法)</p> <p>第八条の七</p> <p>有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法は、次の各号のいずれにも適合することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 次のいずれにも適合すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。</li> <li>ロ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。</li> <li>ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。</li> </ul> </li> <li>二 前号に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。</li> </ul>	<p>(点検事項及び回数)</p> <p>第九条の二の二 (略)</p> <p>2 法第十四条第五項の規定による使用の方法に関する点検は、第八条の七第二号に規定する管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無について、一年に一回以上点検を行うものとする。</p>

## 資料7 構造等に関する基準及び点検の方法

### (1) 床面及び周囲

床面及び周囲とは、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所の床面であって、当該施設の下部に加え、当該施設の稼働及び関連する作業によって有害物質が飛散や漏えいした際に地上部に影響が及ぶことが想定される範囲である。

なお、地上部に設置される配管等について、施設本体に設置されるバルブ類、配管の継手類やフランジ類等の特に漏えいのおそれの大きい機器類の下部の床面についても、施設の周囲にある床面に含める必要がある。

	構造及び設備に関する基準	点検を行う事項	点検の回数
A基準	規則第8条の3 1から3までのいずれかに適合		
	1. いずれにも適合 ・床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。 ・防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置(以下「防液堤等」という。)が設置されていること。	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1回/1年以上
		防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1回/1年以上
	2. 1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	講じられている措置に応じた点検事項	講じられている措置に応じた適切な回数
	3. 施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合(規則第8条の3ただし書き)	床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無	1回/1月以上
B基準	附則第3条 1又は2のいずれかに適合		
	1. いずれにも適合 ・施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面がA基準に適合しない場合 ・施設本体の下部以外の床面及び周囲についてA基準に適合すること。 ・施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1回/1年以上
		防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1回/1年以上
		施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等 目視又は漏えい等を検知するための装置による点検	1回/1月以上
	2. いずれにも適合 ・施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面がA基準に適合しない場合 ・施設本体の下部以外の床面及び周囲についてA基準に適合すること。	施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等 同等以上の方法による点検	当該方法に応じた適切な回数

新設の施設を対象とした措置がA基準、既設の施設を対象とした措置がB基準となる。

なお、新設の施設とは、改正水質汚濁防止法の施行後(平成24年6月1日以降)に、新たに設置工事に着手する施設をいう(以下、同様)。

(2) 施設本体（地下構造に関するものを除く。）

施設本体は、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の施設本体を指し、それらに付帯する配管等、排水溝等は含まない。

構造及び設備に関する基準	点検を行う事項	点検の回数
規定なし	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1回/1年以上
	施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1回/1年以上

(3) 付帯する配管等（地上配管等）

配管等とは、施設に付帯する配管本体、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備等をいい、有害物質を含む水が流れる部分が構造等に関する基準及び定期点検の対象となる。

※ 地下に設置される配管等については、(4) 付帯する配管等（地下配管）参照

	構造及び設備に関する基準	点検を行う事項	点検の回数
A 基準	規則第8条の4 1又は2のいずれかに適合		
	1. いずれにも適合 ・有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。 ・有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 ・配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること（ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。） 2. 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1回/年以上
B 基準	附則第4条		
	有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること。	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1回/6月以上
		配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1回/6月以上

#### (4) 付帯する配管等（地下配管）

配管等とは、施設に付帯する配管本体、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備等をいい、有害物質を含む水が流れる部分が構造等に関する基準及び定期点検の対象となる。人がトレンチ内に入ることができるような幅広い溝状の構造など、配管等からの漏えいが目視で容易に確認できる構造の場合は、地上配管と同等とみなすことが適当であり、そのような場合には地上設置の場合の基準等が適用される。 ※ 地上に設置される配管等については、(3) 付帯する配管等（地上配管等）参照

	構造及び設備に関する基準	点検を行う事項		点検の回数
A 基準	規則第8条の4 1から3までのいずれかに適合			
	1. いずれにも適合 ・トレンチの中に設置されていること。 ・トレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無		1回/年以上
		配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無		1回/年以上
		トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無		1回/年以上
	2. いずれにも適合 ・有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。 ・有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 ・配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること（ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。）。	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認による点検	1回/年以上 (備考1)
同等以上の方法による点検			当該方法に応じた適切な回数	
3. 1又は2に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	講じられている措置に応じた点検事項		講じられている措置に応じた適切な回数	
B 基準	附則第4条 1から3までのいずれかに適合			
	1. トレンチの中に設置されていること。	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無		1回/6月以上
		配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無		1回/6月以上
		トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無		1回/6月以上
	2. 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。	配管等からの有害物質を含む水の漏洩等の有無	漏えい等を確認できる設備による点検	1回/月以上
有害物質の濃度の測定による点検			1回/3月以上	
3. 1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	講じられている措置に応じた点検事項		講じられている措置に応じた適切な回数	

備考1 次の①から③までのいずれか、かつ、④に該当する場合は、1回/3年以上  
 ①危険物の規制に関する規則第62条の5の3に規定する地下埋設配管であって消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないものである場合

- ② 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置が適切に配置されている場合
- ③②以外の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられている場合
- ④有害物質を含む水の漏えい等の点検を1回/月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合は、1回/3月）以上行う場合

### (5) 排水溝等

排水溝等とは、有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水系統の設備をいい、有害物質を含む水が流れる部分が構造等に関する基準及び点検の対象となる。

なお、有害物質を含む水の処理を目的とした排水処理施設に流入する排水溝等は構造等に関する基準の適用対象となるが、様々な施設の排水をまとめた総合排水溝に流入する有害物質を含まない水を排水する排水溝等は対象とならない。

	構造及び設備に関する基準	点検を行う事項		点検の回数
A基準	規則第8条の5 1又は2のいずれかに適合			
	1. いずれにも適合 ・有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。 ・有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 ・排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷 その他の異常の有無		1回/年以上 (備考1)
	2. 1に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	講じられている措置に応じた点検事項		講じられている措置に応じた適切な回数
B基準	附則第5条 1又は2のいずれかに適合			
	1. 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷 その他の異常の有無		1回/6月以上
		排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	漏えい等を確認できる設備による点検	1回/月以上
	有害物質の濃度の測定による点検		1回/3月以上	
2. 1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	講じられている措置に応じた点検事項		講じられている措置に応じた適切な回数	

備考1 次の①又は②、かつ、③に該当する場合は、1回/3年以上  
 ①排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置若しくは排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置が適切に配置されている場合  
 ②①以外の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられている場合  
 ③有害物質を含む水の地下への浸透の点検を1回/月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、1回/3月）以上行う場合

## (6) 地下貯蔵施設

地下貯蔵施設とは、地下に設置されている有害物質貯蔵指定施設のことであり、地下貯蔵施設本体に加えて、付帯する配管等のうち有害物質を含む水の流れる部分が、構造等に関する基準及び定期点検の対象である。

なお、設置されている地下室が人の容易に立ち入ることができる場合など、貯蔵施設からの漏えいが目視で容易に確認できる場合には、地上の貯蔵施設と同等とみなすことが適当であり、そのような場合には構造等に関する基準は設定されておらず、破損、漏えいの点検のみが適用される。また、地下貯蔵施設本体に接続する配管等は、地上配管等又は地下配管等の基準及び点検方法に準ずる。

	構造及び設備に関する基準	点検を行う事項		点検の回数
A 基準	規則第8条の6 1又は2のいずれかに適合	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認による点検	1回/年以上 (備考1)
	同等以上の方法による点検		当該方法に応じた適切な回数	
	2. 1に掲げる装置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	講じられている措置に応じた点検事項		講じられている措置に応じた適切な回数
	附則第6条 1から3までのいずれかに適合			
B 基準	1. いずれにも適合 ・ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。 ・ 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	漏えい等を確認できる設備による点検	1回/月以上
	有害物質の濃度の測定による点検		1回/3月以上	
	2. いずれにも適合 ・ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。 ・ 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認による点検	1回/年以上
	同等以上の方法による点検		当該方法に応じた適切な回数	
3. 1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	講じられている措置に応じた点検事項		講じられている措置に応じた適切な回数	

- 備考1 次の①から③までのいずれか、かつ、④に該当する場合は、1回/3年以上
- ①危険物の規制に関する政令第13条第1項に規定する地下貯蔵タンク又は同条第2項に規定する二重殻タンクであって消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないものである場合
  - ②地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置が適切に配置されている場合
  - ③①及び②以外の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられている場合
  - ④有害物質を含む水の漏えい等の点検を1回/月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合は、1回/3月）以上行う場合

## (7) 使用の方法

	使用の方法に関する基準	点検を行う事項	点検の回数
A基準・B基準	規則第8条の7 1及び2のいずれにも適合		
	1. いずれにも適合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。</li> <li>・有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。</li> <li>・有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。</li> </ul>	管理要領からの逸脱の有無	1回/年以上
	2. 1に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。	管理要領からの逸脱に伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無	1回/年以上

資料8 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）に関する点検記録票の例

作成例

3年保存

令和〇〇年度

水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設及び付帯設備点検票

設置場所	3階 製版室	担当部署・担当者	製版部	点検責任者	製版部長
施設の名	自動式フィルム現像機No.1, 2・現像廃液貯蔵タンク		〇〇◇		□△△
点検範囲	自動式フィルム現像機・排水管・貯蔵タンク				

実態にあわせて、適宜、修正してください。

対象施設	点検内容	点検方法	最低頻度	6/10	7/2	8/3	9/1	10/2	11/1
現像機 No.1	本体								
	ひび割れ、亀裂、損傷、その他の異常の有無	目視	年1回	なし	/	/	/	/	/
	有害物質漏洩の有無	目視	年1回	なし	/	/	/	/	/
	床面及び周囲								
	床下への漏洩の有無	下階から目視	月1回	なし	なし	なし	なし	なし	なし
現像機 No.2	本体								
	ひび割れ、亀裂、損傷、その他の異常の有無	目視	年1回	なし	/	/	/	/	/
	有害物質漏洩の有無	目視	年1回	なし	/	/	/	/	/
	床面及び周囲								
	床下への漏洩の有無	下階から目視	月1回	なし	なし	なし	なし	なし	なし
排水管	排水溝等								
	ひび割れ、亀裂、損傷、その他の異常の有無	目視 ライト付点検ミラー使用	月1回	あり	なし	なし	なし	なし	なし
現像廃液貯蔵タンク	本体								
	ひび割れ、亀裂、損傷、その他の異常の有無	目視	年1回	なし	/	/	/	/	/
	有害物質漏洩の有無	目視	年1回	なし	/	/	/	/	/
	床面及び周囲								
	床下への漏洩の有無	下階から目視	月1回	なし	なし	なし	なし	なし	なし
使用の方法	管理要領からの逸脱		年1回	なし	/	/	/	/	/
	管理要領からの逸脱に伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無		年1回	なし	/	/	/	/	/
	備考(点検場所の図や留意点など)								
			備考	異常発見記録参照					
			点検実施者	〇〇◇	〇〇◇	××□	〇〇◇	〇〇◇	〇〇◇
			承認(点検責任者)	印	印	印	印	印	印
異常発見時の記録(定期点検によらないものも含む)									
記録内容(確認日・内容・発見者名・補修その他措置内容)									
6/10 排水管(貯蔵タンクより約3m前)に被覆損傷あり 発見者 〇〇◇ 排水管の被覆補修(6/10補修済)				10/2 現像廃液貯蔵タンクの排水バルブが少し緩んでいた。 発見者 ××□ 排水バルブを完全に閉めた。 9月28日に産廃業者へ現像廃液を引き渡していた。 廃液回収後の排水バルブの点検を管理要領に追加した。(10月5日改訂)					

## 資料9 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の管理要領の例

既に業務マニュアルや点検記録簿がある場合は、既存マニュアル・記録簿を水質汚濁防止法に適合するように改定することで対応可能です（この場合、別途、水質汚濁防止法専用のマニュアル・点検記録簿を作成する必要はありません。）。

水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設・  
有害物質貯蔵指定施設の管理要領

年 月 日 作成  
年 月 日 改定

承認者	作成者

### 1 目的

本要領は、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めることを目的とする。

### 2 使用の方法

#### (1) 作業の方法

ア 有害物質を含む水の入入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行う。

イ トリクロロエチレンを使用する作業は、工場 1 階北西部の指定された場所で行う。

#### (2) 施設の運転

ア 施設の運転開始前及び運転終了後に、配管のバルブの開閉状況を確認する。

イ 有害物質を含む原料を原料タンクに搬入する場合は、搬入量がタンクの残存容量を下回っていることを確認する。

#### (3) 有害物質を含む水が漏えいした場合の措置

ア 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、漏えいした有害物質を含む水を回収する。

イ 回収した有害物質を含む水は、再利用可能な場合は再利用し、再利用できない場合は産業廃棄物として適切に処理する。

ウ 漏えいが発生した場合は、漏えい箇所、講じた措置等を記録し、3 年間保存する。

エ 再発の可能性が認められる場合は、再発防止策を検討した上で、作業方法の見直し、施設の改善等を実施する。

### 3 点検の実施

(1) 点検箇所、点検方法及び回数は、別紙1のとおりとする。

(2) 点検記録簿の様式は、別紙2のとおりとする。

(3) 各施設の管理担当者は別紙1に従い点検を実施し、その結果を点検記録簿に記録するとともに、所属長の確認を受ける。

(4) 点検の結果、床の亀裂等の異常が確認され、補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容を記録し、点検記録簿とともに保管する。

(5) 点検記録簿は、記録後 3 年間保存する。

### 4 管理要領からの逸脱の確認

(1) 所属長は、毎年 月 日(休日の場合は、翌営業日)に、管理要領からの逸脱の有無、及び、管理要領からの逸脱が原因で生じた有害物質の飛散・流出等の有無を確認する。

(2) 管理要領からの逸脱が確認された場合、所属長は社員への教育等の改善措置を講じる。

### 5 管理要領の改訂

施設の新増設、廃止、作業方法の変更等により管理要領の見直しが必要となった場合は、速やかに管理要領を改訂する。

このしおりについての問合せ先

東京都環境局 自然環境部 水環境課 河川規制担当 電話 03-5388-3494  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎 19階中央

東京都環境局 多摩環境事務所 環境改善課 水質担当 電話 042-525-4771  
〒190-0022 東京都立川市錦町四丁目6番3号 東京都立川合同庁舎3階

登録番号	(6)62
環境資料	第36030号

水質汚濁防止法に基づく 届出のしおり  
令和7年3月

発行者 東京都環境局自然環境部水環境課  
印刷所 有限会社 雄久社